

第2次みなかみ町総合計画
後期基本計画

令和5年度(2023)～令和9年度(2027)



みなかみ町長

阿部 賢一

『水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ』を目指して

本町では「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」を目指し、2018年（平成30年）に策定された第2次みなかみ町総合計画に基づき、まちづくりに取り組んでまいりました。第2次総合計画は2022年度で前期5年を終えることから、町のさらなる一步を踏み出すべく、後期基本計画を策定いたしました。

計画策定時から現在に至るまで、社会・経済情勢は目まぐるしい変化を遂げており、人口減少や少子高齢化、地域の担い手不足などの問題はさらに加速しており、本町においてもその傾向が顕著であります。また、地球温暖化に起因する気候変動、新型コロナウイルス感染症対策等は避けては通れない課題となっています。

今般策定いたしました第2次総合計画の後期基本計画は、前期基本計画を継承しながら、これまでの社会経済情勢の変化に対応するための視点と発想を新たに加えた計画とし、将来像を「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」と引き続き定め、6つの基本目標のもと計画的に施策や事業を展開することとしています。

本町は利根川の最上流域に位置し、東京都市圏の約8割、3,000万人の生命と暮らしを支える水の最初の一滴を生み出す水瓶として重要な役割を担っており、先人から継承され培われてきた豊かな自然と共生しながらまちづくりを展開してきたこれまでの取り組みが世界に認められ、2017年（平成29年）6月14日には「ユネスコエコパーク」に登録、2019年（令和元年）7月には、国から「SDGs未来都市」に選定されました。

今後、第2次総合計画後期基本計画をもとに、人と自然の共生というユネスコエコパークの理念と、SDGsに基づく持続可能なまちづくりを展開してまいりますので、皆様の格別なご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、町民各位をはじめ、総合計画審議会委員、町議会議員、各種関係団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも町政発展のため、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年（令和5年）3月

目 次

第1編 総 論

第1章 総合計画の構成と期間

構成と期間	7
-------	---

第2章 まちづくりの方針

第1節 基本理念	8
第2節 将来像	9

第3章 後期基本計画の策定にあたって

計画策定の背景	10
計画策定の考え方	10
施策体系の再編	10
施策の体系	14

第2編 後期基本計画

基本目標Ⅰ 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策1 地域共生社会の実現	18
施策2 高齢者福祉の充実	20
施策3 こども・子育て支援の充実	22
施策4 障がい者福祉の充実	24
施策5 健康づくりの推進	26
施策6 消防防災対策の強化	28
施策7 生活安全対策の推進	30
施策8 道路の安全性と利便性の確保	32
施策9 公共交通の維持・確保	34
施策10 水道の安定供給	36

基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまち

施策11 生活環境の保全	38
施策12 自然環境の保全	40
施策13 調和のとれたまちなみの形成	42
施策14 獣害対策の推進	44

基本目標Ⅲ 活力にあふれるまち

施策15 観光の振興	46
施策16 農林業の振興	48
施策17 商工業の振興	50

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策18	学校教育の充実	52
施策19	生涯学習の推進	54
施策20	生涯スポーツの推進	56
施策21	文化財の保存と活用	58

基本目標Ⅴ 地域をささえるひとづくり

施策22	移住定住の促進	60
施策23	コミュニティ活動の推進	62

基本目標Ⅵ 効率的で効果的な行政運営

施策24	健全な財政運営	64
施策25	効率的な組織運営の推進	66

資料編

計画策定の経緯	70
みなかみ町総合計画審議会条例	71
みなかみ町総合計画審議会名簿	72



第1編 総論

第1章 総合計画の構成と機関

第2章 まちづくりの方針

第3章 後期基本計画の
策定にあたって

第1章 総合計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

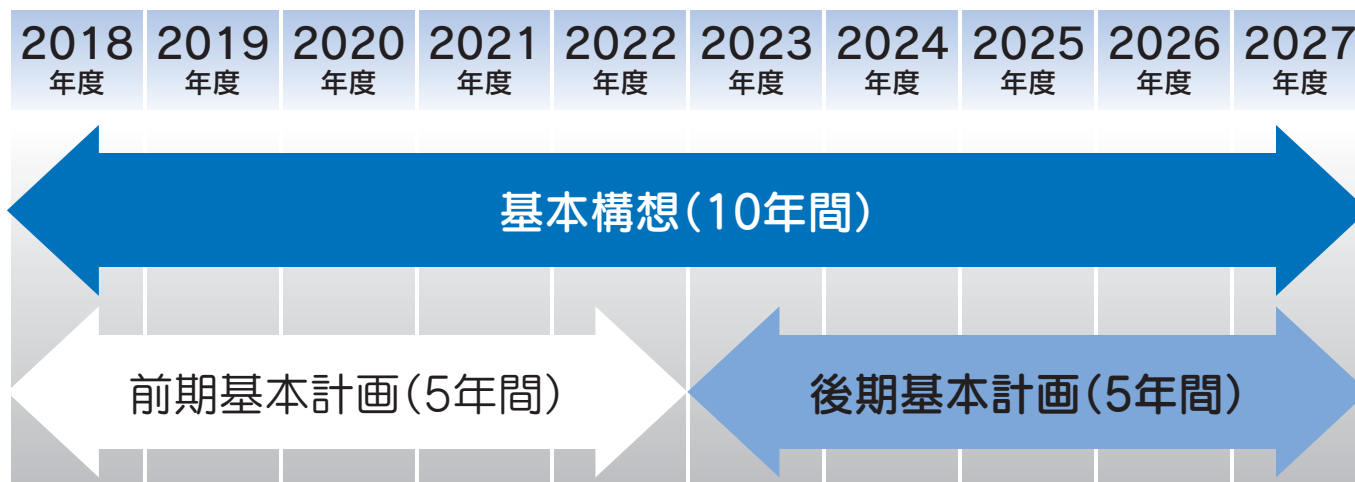
(1)基本構想

基本構想は2018年度から2027年度の10年間を計画期間として、時代の潮流や本町の特性を踏まえ、目指すまちづくりの基本理念や目指すべき将来の方向性を明確に示すとともに、それを実現するための構想です。

(2)基本計画

基本計画は、2018年度から2022年度の5年間を前期基本計画、2023年度から2027年度の5年間を後期基本計画として、基本構想で定められた基本目標に基づき、具体的な施策展開を分野別に体系化します。

■第2次みなかみ町総合計画の期間



第2章 まちづくりの方針

第1節 基本理念

個性豊かで存在感のある「みなかみ町ならではの」まちづくりを推進するため、3つの基本理念を設定します。

豊かな自然環境や文化を未来につなぎ、 人と自然が共生するまちづくり

みなかみユネスコエコパークの豊かな自然や文化、芸術をはじめとした豊富な地域資源の保存や継承を心がけるとともに、地域経済の一助としての活用を図り、人間と自然が共生するまちづくりを目指します。

国内外から多くの人を訪れる、 世界中から愛されるまちづくり

基幹産業である観光業の基盤をより一層強化し、商工業の活性化を図るなど、活力あるまちを目指します。また、数多くの温泉地や自然環境などの魅力を国内外問わず発信することにより、賑わいのあるまちづくりを目指します。

郷土愛に満ちあふれた「人」を育むまちづくり

町民が主体となって地域コミュニティ機能の向上や維持に関与することにより、自助・共助の精神が芽生えるとともに、郷土に対する愛着が育まれます。「地域に住み続けたい」「地域を良くしていきたい」「地域に貢献したい」という意欲の向上を図るとともに、次世代を担うこどもたちの郷土愛の醸成に向けたまちづくりを目指します。

第2節 将来像

3つの基本理念を踏まえて、10年後の目指すべき将来像を設定します。

水と森林と人を育む

利根川源流のまち みなかみ

この将来像は、地域の最大の宝であり資源である美しい自然や景観、水をはじめとするたくさんの森林の恵みを未来を担うこどもたちにつないでいくとともに、町民が豊かな自然環境のもとでゆとりある暮らしが実現できることを目指しています。

また、利根川源流のまちとして、生命と経済活動を支えていることを誇りとし、首都圏住民と交流を深めつつ、森・山・川を守るとともに、水と森と空気を大切にする水源地域としての存在感を持つ地球環境にやさしいまちを目指しています。

第3章 後期基本計画の策定にあたって

計画策定の背景

本町は、2018年度から2027年度の10年間を計画期間とする「第2次みなかみ町総合計画」に基づき、「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」を将来像としてまちづくりを進めています。

計画策定から5年経過する間にSDGs未来都市に選定された一方で、人口減少や少子高齢化に拍車がかかり、またコロナ禍の影響による社会経済情勢の悪化など、町政を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会・経済情勢の変化を踏まえ、これまでのまちづくりの成果と検証に基づき、本町を取り巻くさまざまな変化に対応した基本計画の見直しを行い、2023年度から2027年度の後期5年間を期間とする「第2次みなかみ町総合計画後期基本計画」を策定することとしました。

計画策定の考え方

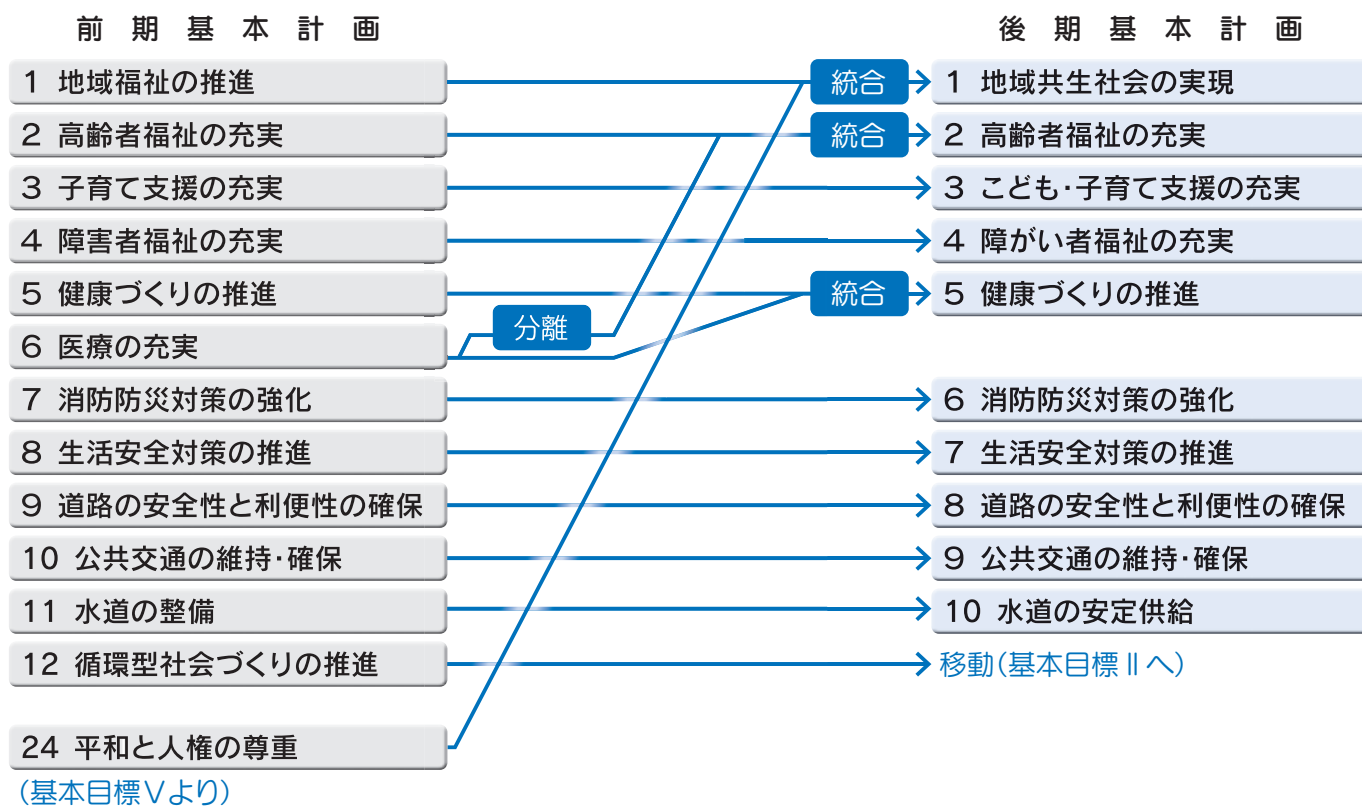
後期基本計画を策定するにあたっては、前期計画(2018年～2022年)の取り組み状況を踏まえ、目標年次における達成状況や社会情勢の変化などを施策ごとに検証し、後期5年間で取り組むべき事項について明確にし、積極的な事業展開につながるよう各施策の目標を設定しました。

後期基本計画の5年間において、町民等の利便性を図るため業務等のDX化を推進していきます。また、ユネスコエコパークの町として自然との共生を持続していくために、GX(グリーントランスフォーメーション)やSDGsなどについて、町全体で取り組んでいく課題と考えています。

施策体系の再編

後期基本計画においては、基本構想で整理されている施策体系を次のとおり再編しました。

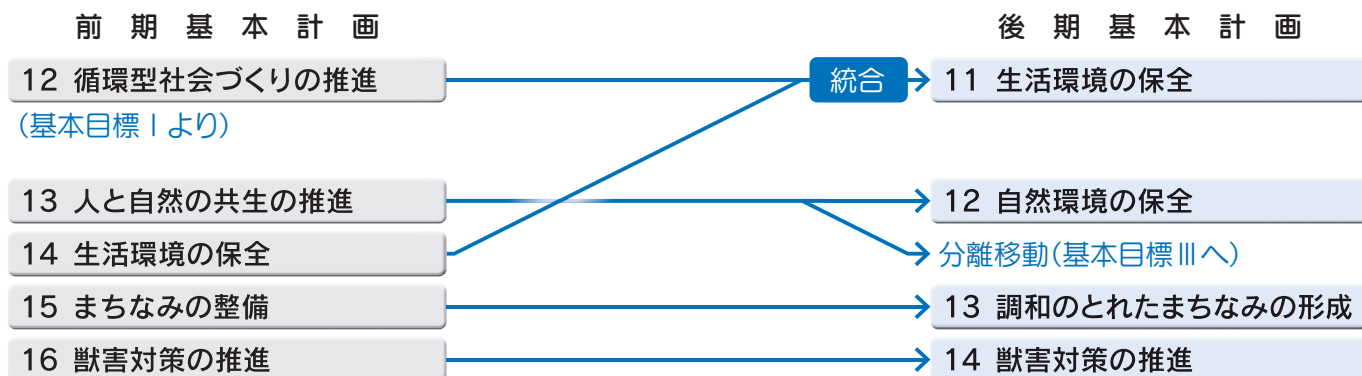
基本目標Ⅰ 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち



※再編の内容

- 重層的な支援体制を整備し、人権やジェンダー、地域課題などを一体的に取り組んでいくため、「地域共生社会の実現」に統合しました。
- 「子育て」という目的のみの支援から、対象となる妊産婦・こども・家庭に対しての幅広い支援が必要なため、「こども・子育て支援の充実」に名称変更しました。
- 「医療の充実」は関連性が高いため、「健康づくりの推進」に統合しました。また「医療の充実」の中の高齢者に関連する施策については、「高齢者福祉の充実」に統合しました。
- 安全安心な水の供給は既に目標達成されており、今後は安定し安全な水を供給し続けることを目標とした、「水道の安定供給」に名称変更しました。

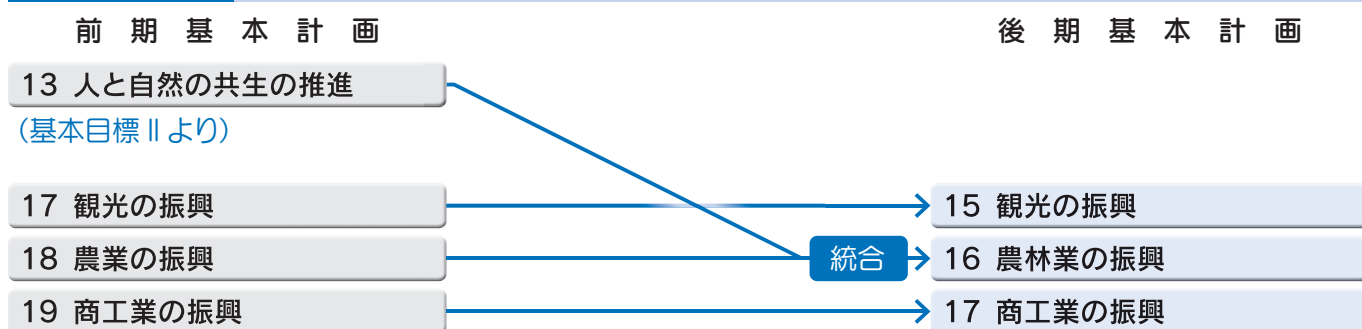
基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまち



※再編の内容

- 「循環型社会づくり」で取り組む廃棄物と、「生活環境」で取り組む環境関連の施策を、基本目標Ⅱ「豊かな自然と共生するまち」の中で一体的に取り組んでいくため、「生活環境の保全」に移動統合しました。
- 森林の保全活動に関する施策を分離し、自然の啓発・資源の活用についてはBRの理念に基づき取り組んでいくことから、「自然環境の保全」に名称変更しました。
- 後期計画では景観や自然に配慮した施策に取り組んでいくため、「調和のとれたまちなみの形成」に名称変更しました。

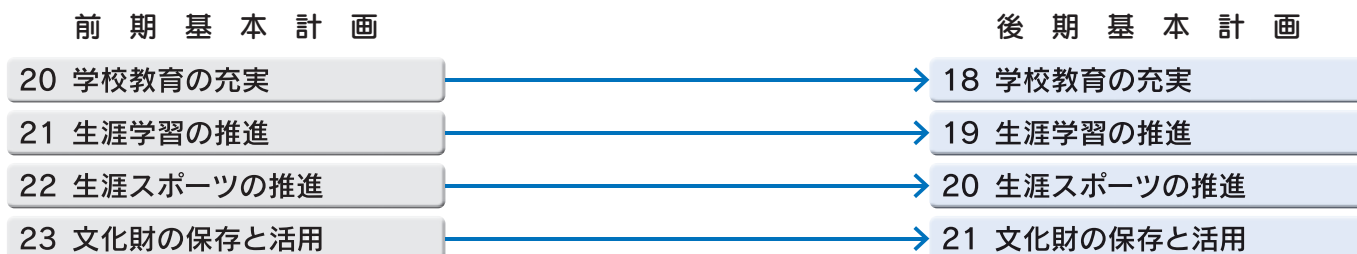
基本目標Ⅲ 活力にあふれるまち



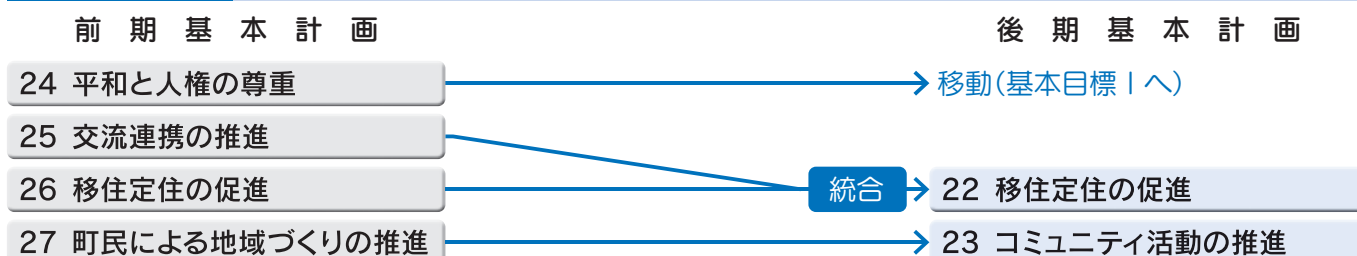
※再編の内容

- 森林の維持管理は、「農業の振興」の課題である遊休農地対策を進めていくうえで有効な手段であり、一体的に取り組む必要があるため、「農林業の振興」に統合しました。

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち



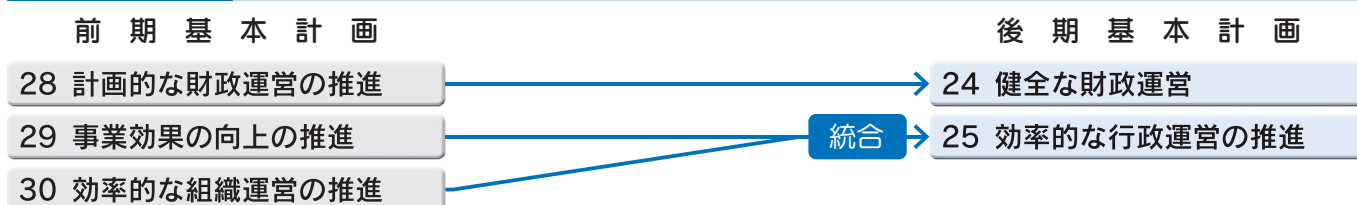
基本目標Ⅴ 地域をささえるひとづくり



※再編の内容

- 交流から関係人口へ、関係人口から移住、移住から定住へ繋げる一連の施策のため、「移住定住の促進」に統合しました。
- 町民を対象とした施策から、対象者を町に影響を与える人々に拡大していくため、「コミュニティ活動の推進」に名称変更しました。

基本目標Ⅵ 効率的で効果的な行政運営



※再編の内容

- 社会情勢の著しい変化に、柔軟に対応できる財政運営を進めるため、「健全な財政運営」に名称変更しました。
- 「事業効果の向上」と「効率的な組織運営」を推進していくためには、効果的な連携が必要であるため、「効率的な行政運営の推進」に統合しました。

施策の体系

基本目標		施策		基本事業	
I	誰もが安心して ゆとりを感じるまち	1	地域共生社会の実現	1	見守り支援の充実
				2	相談支援体制の充実
				3	人権意識の啓発
		2	高齢者福祉の充実	4	生きがいづくりと社会参加の促進
				5	介護予防の充実
				6	介護サービス利用の適正化
		3	こども・子育て支援の充実	7	こどもの健康増進
				8	子育てと仕事の両立のための支援
				9	子育てのための経済的な支援
				10	こども家庭相談の充実
		4	障がい者福祉の充実	11	ノーマライゼーション社会の実現
				12	生活支援の充実
				13	社会参加の促進
		5	健康づくりの推進	14	健康な心と体の維持・増進
				15	病気の早期発見
				16	国民健康保険制度の適正利用
		6	消防防災対策の強化	17	消防団員確保と活動環境の整備
				18	防災意識の高揚
				19	防災体制の強化
		7	生活安全対策の推進	20	交通安全意識の高揚
				21	防犯設備の充実
				22	消費者保護対策の推進
		8	道路の安全性と利便性の確保	23	道路整備の推進
				24	道路の安全性の確保
				25	冬期間の道路網の確保
		9	公共交通の維持・確保	26	公共交通の利用促進
				27	移動手段の維持・確保
		10	水道の安定供給	28	適切な施設等の維持管理
				29	安全安心な水道水の供給
				30	生活排水の適正処理
II	豊かな自然と 共生するまち	11	生活環境の保全	31	良好な住環境の維持
				32	ごみの減量化・資源化の推進
				33	ユネスコエコパーク推進
		12	自然環境の保全	34	SDGs啓発・活動支援
				35	美しい景観づくりの推進
		13	調和のとれたまちなみの形成	36	良好な景観の保全
				37	適正な土地利用の推進
				38	農林産物被害の軽減
		14	獣害対策の推進	39	鳥獣が出没しにくい環境整備
				40	捕獲従事者育成

基本目標		施策		基本事業	
Ⅲ	活力にあふれるまち	15	観光の振興	41	観光情報発信
				42	観光資源の充実
				43	国際観光の推進
				44	町内事業者の消費拡大
		16	農林業の振興	45	有機農業の推進
				46	地域の農産物の利用促進
				47	経営基盤の強化
				48	担い手の育成・確保
		17	商工業の振興	49	町内事業所の消費額拡大
				50	店舗改修の補助
51	創業希望者に対する支援				
Ⅳ	豊かな心と文化を育むまち	18	学校教育の充実	52	教員の指導力向上
				53	教育指導への支援
				54	教育環境の整備
		19	生涯学習の推進	55	学習意欲の高揚
				56	学習機会の充実
		20	生涯スポーツの推進	57	スポーツ意欲の高揚
				58	スポーツ機会の充実
		21	文化財の保存と活用	59	文化財の保護
60	文化財の活用				
61	文化財の保存				
Ⅴ	地域をささえるひとづくり	22	移住定住の促進	62	町の魅力と情報の発信
				63	移住定住環境の整備
				64	交流連携の強化
		23	コミュニティ活動の推進	65	コミュニティ施設の維持
				66	コミュニティ活動への支援
				67	担い手の育成
Ⅵ	効率的で効果的な行政運営	24	健全な財政運営	68	特定目的基金の活用
				69	町債の活用及び町債残高の縮減
				70	町税の適正な課税及び収納
				71	町有資産の効率的かつ効果的な運用
		25	効率的な行政運営の推進	72	人材の育成
				73	効率的かつ効果的な組織運営
				74	業務の効率化

第2編

後期基本計画

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 1 地域共生社会の実現

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町地域福祉計画、みなかみ町地域福祉活動計画

現状

- ・高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する一方、地域福祉の担い手となる世代が減少し、地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。
- ・地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しているため、従来の支援体制では対応が難しくなっています。
- ・生活保護を受給している世帯が少しずつ増えており、今後高齢化の進行により更に増加することが予想されます。
- ・女性・子ども・障がい者・高齢者・外国人などへの差別やプライバシーの侵害、いじめ・虐待など幅広い人権問題が年々深刻化しています。

課題

- ・高齢者などを地域で支え合う地域共生社会づくりと、ボランティアによる自主的な地域活動が求められています。
- ・属性(高齢・障害・児童・困窮)を超えた包括的な支援体制の構築が必要となっています。また、地域住民の相談の窓口でもある民生委員・児童委員を中心とした見守り体制の強化が求められています。
- ・社会福祉協議会と連携し生活困窮者の自立支援を図るとともに、最低限度の生活が確保されるよう適正な生活保護の実施に向けた相談指導に努める必要があります。
- ・SNSでのいじめ等の人権侵害が問題となっているので、インターネット教室など正しい知識を学ぶ機会の提供が必要です。

目的と基本方針

施策の目的 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現

- 地域住民が世代や属性を超えてつながることで、誰もが支え合える地域を創っていきます。
- 町民の人権に対する意識を高めるとともに、相談・保護体制を強化することで、人権侵害の減を図ります。
- ひきこもりなど従来の福祉制度の狭間の課題や8050問題など、分野を横断する問題に対応する「重層的支援体制」の整備を推進します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 地域で福祉活動を行っている町民の割合	35.3%	35.5%	町民アンケートにおいて、地域で支え合う福祉活動を「特に行っていない」と回答しなかった人の割合
B 過去1年間に、人権侵害を受けた町民の割合	4.1%	4.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に差別や虐待、名誉毀損などの人権侵害を受けたことがあると回答した人の割合

●民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当する地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の推進に努める方々
●8050問題…50代のひきこもりの子どもを80代の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といったことが問題視されている。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 講習会や研修会に参加して福祉活動への理解を深め、自分ができる活動を見つけ、参加する。 ● 地域を通じて地域の人と世代を超えた交流を図る。 ● 困っている人、援助を求めている人を見かけたら、積極的に声をかけ必要に応じて行政や警察に連絡する。 ● 生活保護から早期に自立できるよう努める。 ● 人権の意識を高め、町民がお互いに尊重しあい、思いやる気持ちを育む。 ● 性別にとらわれず、社会のあらゆる分野における活動に参画する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体の育成や情報の提供など、住民が地域福祉に参加できる体制づくりを推進する。 ● 福祉教育の充実や福祉イベント等を通じて、地域福祉を支える人づくりに努める。 ● 被保護者や生活困窮者の生活自立を支援する。 ● 人権に関する啓発活動を学校や生涯学習などの場で行う。 ● 児童や高齢者、障がい者などへの虐待の実態を把握し対策を講じる。 ● 性別にとらわれず、社会活動に参画し、活動できる環境をつくる。

基本事業と取り組み方針

(1) 見守り支援の充実

対象 町民

意図 地域での見守りの目を増やし、支援に繋げる。

見守り安心サポーターを募集するとともに、商工会等を通じて地域福祉協力店を増やし、近隣住民や来客者の心配ごとやちょっとした変化を福祉まるごとサポートセンターへ繋いでもらう仕組みを作ります。

(2) 相談支援体制の充実

対象 町民

意図 必要な支援が届いてない人に支援を届ける。
複雑化複合化した課題に取り組む。

自ら支援につながる事が難しい人を見つけ出し、継続的な関わりを持つために信頼関係を築き福祉サービス等につなげるよう働きかけます。

複雑化、複合化した事案を多機関協働事業で取組みます。

(3) 人権意識の啓発

対象 町民

意図 人権に関する意識を高める。

小中学生を対象に夏休みの課題の一つとして募集した人権ポスターを展示し、人権に対する認識を促します。

基本事業	指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 見守り支援の充実	見守り安心サポーターの登録件数	80件	120件
(2) 相談支援体制の充実	福祉まるごとサポートセンターの相談件数	実績なし	50件
(3) 人権意識の啓発	児童生徒数に対する人権ポスター提出数の割合	3.4%	3.6%

● 重層的支援体制…地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対し、包括的な支援体制の構築を推進するために「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等を一体的に実施する支援体制
● 福祉まるごとサポートセンター…町、社会福祉協議会、障害者相談支援センターが連携して重層的支援体制を推進していくために、町に設置した相談窓口

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 2 高齢者福祉の充実

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町高齢者保健福祉計画

現状

- ・本町の高齢化率は令和4年に41%となり、県内でも8番目に高い数字となっています。今後は「現役世代の急減」も相まって、高齢者の占める割合が一層高くなることが想定されます。
- ・本町は要介護・要支援認定率が全国や県と比較して高く、認知症や一人暮らしなど、日常生活において何らかの支援や見守りを必要とする人が増加することが予想されます。
- ・介護保険認定率が県内でも2番目に高く、令和3年度には一人あたりの介護費用額が県内で5番目に高くなっている現状であり、介護認定重度者が増加傾向にあります。

課題

- ・高齢者が自分自身の持っている知識や経験を活かして活躍するための社会参加の機会づくりや、地域で気軽に交流できる環境の整備が求められています。
- ・高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。
- ・より多くの高齢者が積極的に介護予防教室などに参加してもらうことが必要です。特に男性高齢者の参加者が少ないことが課題となっています。
- ・地域住民同士の互助や共助による生活支援等の支え合いが不足しています。

目的と基本方針

施策の目的 住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らす

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らすことができる環境づくりを推進します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 生きがいを感じている高齢者の割合	67.1%	74.0%	町民アンケートにおいて、日常生活でいきかいを「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した60歳以上の人の割合
B 平均余命と健康寿命の差	男1.5年 女3.4年	男1.5年 女3.3年	国保データベースシステムの「平均余命」から「平均自立期間：要介護2以上」を除いた年数

●平均余命…ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという推定年数
 ●健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(要介護1以下)
 ●平均自立期間…日常生活動作が自立している期間の平均(健康寿命)。要介護2以上を不健康として定義している。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防のための健康教室などへ積極的に参加し、運営に携わる。 ●地域における居場所づくりに努める。 ●認知症の方や一人暮らしの高齢者の見守りや声掛けなど、地域住民の支え合いづくりを行う。 ●企業や団体における担い手の人材育成に努める。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●医療や介護、福祉、地域等の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指す。 ●介護予防の必要性を周知し、町民が参加しやすい事業を検討・推進する。 ●地域でサービスを提供するための担い手の育成を図る。 ●介護保険制度の適正な運営を図る。

基本事業と取り組み方針

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進	
対象 町内の高齢者	意図 活動的で生きがいのある生活や人生を送る。 高齢者が社会参加の機会を得られるような支援を行い、地域の中で活躍できる場を創出します。
(2) 介護予防の充実	
対象 町内の高齢者	意図 心とからだの能力や機能を維持・向上する。 介護予防教室や地区の健康教室を活性化させ、通いの場の一層の充実を図ります。
(3) 介護サービス利用の適正化	
対象 町内の高齢者	意図 介護給付費の適正化を図る。 給付費通知によって利用者等へ介護サービス利用に関する請求内容の確認を促します。また、ケアプラン点検の実施などにより介護給付費の適正化を図ります。

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 生きがいづくりと社会参加の促進	介護予防サポーター登録人数	33人	39人
(2) 介護予防の充実	地域における介護予防教室の開催箇所数	19箇所	21箇所
(3) 介護サービス利用の適正化	第1号被保険者1人あたりの給付月額	28.7千円/月	34.1千円/月

●ケアプラン点検…ケアプランが「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、介護支援専門員とともに検証確認しながら、健全なる介護給付の実施を支援するもの
●介護予防サポーター…介護予防の知識を身につけ、地域で介護予防を実践するボランティア

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 3 こども・子育て支援の充実

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町子ども・子育て支援事業計画、みなかみ町子育て支援条例

現状

- ・ 妊娠期からの保健師のきめ細やかな健診や相談事業によって、高い健診受診率を維持しています。
- ・ 就業時間の短縮や働き方改革が進むことによって、ゆったりと過ごせる時間のある保護者の割合が増加しました。また、増加・多様化するこどもや家庭の問題に対応するために、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。
- ・ 保育の無償化や子育て世帯の住宅改修補助、出産祝い金をMINAKAMI HEART Payと現金で支給するなど、出産や幼少期の制度は拡充されてきています。

課題

- ・ こどもの健診を必要と考えない親や、言葉が通じにくい外国人の親への対応方法を検討する必要があります。
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる一貫した総合相談及び、多様なサービス等の柔軟な支援のさらなる充実が求められています。
- ・ 子育てにかかる経済的負担を軽減することの継続及び検討が必要です。特に、義務教育以降の急激な経済的負担増に対して不安を抱いている親への対応を検討する必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 こどもが健やかに育つ

- すべてのこどもの健康増進及び健全育成を推進し、特に配慮が必要なこどもに対しては重点的に支援します。
- 子育てへの支援体制やサービスの充実により、子育てしやすい環境づくりを推進します。
- こどもを社会全体で見守り育てる環境を充実させるための援助を行います。
- 保護者が安心して、仕事と子育ての両立ができる環境をつくります。
- 妊産婦、子育て世帯、こども等、誰一人取り残すことのないよう、相談支援体制の充実を図ります。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	自分のこどもが心身ともに健やかに育っていると感じる保護者の割合	95.3%	95.0%	町民アンケートにおいて、自分のこどもが心身ともに健やかに育っていると「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B	出生数／合計特殊出生率	58人／1.06	69人／1.15	1年間に生まれたこどもの人数（暦年）／1人の女性が一生に生むこどもの平均数

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての基本を大切にするために、子どもと家族がコミュニケーションをしっかりと行う。 ●子育ての不安解消、情報交換、ストレス解消等ができる場に積極的に参加し、他者と意見を交換したり相談する。 ●親としての責任・義務を認識して、子育てに取り組む基本的な生活習慣を身につけさせたり、健康診査や予防接種などを受けさせる。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●親の不安等の解消に努めるために、乳幼児期の健康診査や事後教室において、相談支援を充実させる。 ●子育てと仕事の両立を支援するために、子ども園等に対してソフト・ハードの両面で支援等を行う。 ●保護者が必要とする経済的な支援を行う。 ●学童クラブなど放課後の子どもを安全に見守る活動に対し、適切な支援を行う。 ●義務教育後の経済的不安を解消するための方法について検討する。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 子どもの健康増進</p> <p>対象 町内の子ども 意図 健康に育つ。</p> <p>広報などを活用して乳幼児健診や定期予防接種の必要性を周知し、未受診者への再通知を行うなど、健診や予防接種の受診を徹底し、子どもの健康増進を図り、食育を推進します。</p>
<p>(2) 子育てと仕事の両立のための支援</p> <p>対象 保護者 意図 安心して子育て出来る環境を整える。</p> <p>子育て支援センターや一時預かり等の充実を図り、子育て期の総合的な相談・支援を行います。また、仕事と家庭の両立を支援するため、子ども園等の子どもを安心して預けることのできる環境の充実を図ります。</p>
<p>(3) 子育てのための経済的な支援</p> <p>対象 子育て世代の人・保護者等 意図 子育ての経済的な負担が軽減される。</p> <p>各種子育て支援の補助や医療費助成など、妊娠から出産、育児等に係る費用負担の軽減を継続します。また、保育料の軽減や住宅建築補助などを行うことで、子育て世代の経済的支援を行います。</p>
<p>(4) 子ども家庭相談の充実</p> <p>対象 保護者・子どもを望む人・子ども・家族 意図 安心して出産、子育て出来る。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの充実を図るなど、妊娠期から子育て期までの総合的な相談支援を行います。遊びを中心とした集団活動や個別の相談会等を通して、発達や社会性を育む療育支援を充実します。令和6年4月「子ども家庭センター」を設置します。</p>

基本事業		指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	子どもの健康増進	健康診査受診率(1歳6か月児/3歳児)	100%/95.9%	98.0%/99.8%
(2)	子育てと仕事の両立のための支援	子ども園の一時預かり保育数	9人/年	40人/年
(3)	子育てのための経済的な支援	町決算額における民生費中の児童福祉費の割合	34.62%	37.50%
(4)	子ども家庭相談の充実	発達状況が確認できた保護者の割合	実績なし	99.9%

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 4 障がい者福祉の充実

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町障害者計画、みなかみ町障害福祉計画、みなかみ町障害児福祉計画

現状

- 障がい者数(手帳所持者令和4年3月現在1,255人)は大きな増減はなく、横ばい状態で推移しています。障がいの内訳は身体障がい者をもっとも多く、次いで知的障がい者、精神障がい者の順となっています。人口減少とともに身体障がい者数は減少の傾向にあり、精神障がい者数が増加の傾向にあります。
- 障害者総合支援法の改正により、障がい者自らが望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

課題

- 障がい者が住み慣れた地域でいきいきと日常生活を送れるよう、一人ひとりに見合った障害福祉サービスを提供する必要があります。また、サービスを利用するためには障害者手帳等を取得していることが必須であるため、手帳等未取得者に対し、取得申請の呼びかけを行う必要があります。
- 個々のニーズの多様性に対応したサービスを提供するとともに、属性(高齢・障害・児童・困窮)を超えた相談に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図る必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 障がい者が自立した日常生活や社会生活を送る

- 障がい者が社会の一員として活躍できる地域社会を目指します。
- 障がい者の社会参加を困難にしているさまざまな生活上の障壁(バリア)を取り除き、安心して地域で生活できる社会を目指します。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	障害福祉サービス利用者数(月平均)	223人	253人	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用した延べ人数
B	障がい者就業者数(利根沼田管内)	446人	470人	ハローワーク沼田(沼田公共職業安定所)に登録されている障がい者のうち、就業中の人数(利根沼田地域内)

●ノーマライゼーション…障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方
●コスモス…障害者就業・生活支援センターコスモスは、障害のある方の就業及びこれに伴う日常生活・社会生活を支援するセンター

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<p>〈町民〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害及び障がい者への認識と理解に努め、障がい者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ● 障がい者支援に係る技術(手話、点字、車いすの押し方等)を習得する。 <p>〈障がい者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分に合った活動の場を見つけ、積極的に参加する。 ● 能力や適性を発揮できる就労の場を見つける。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの情報提供や相談支援の充実を図る。 ● 就労する機会をつくるなど社会参加を促す。 ● 障がい者に対する理解を深めるよう周知する。 ● 障がい者の社会参加を困難にしているさまざまな生活上の障壁(バリア)を無くすために、関係機関と連携して取り組む。

基本事業と取り組み方針

(1) ノーマライゼーション社会の実現

対象 障がい者や保護者、介助者 **意図** 一人ひとりの人格や個性が尊重される。

学校や地域での福祉教育を推進し、障害や障がい者に対する理解の促進を図ります。障がい者や保護者、介助者等からの相談、権利擁護などに適切に対応できるよう関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 生活支援の充実

対象 障がい者 **意図** 利用者本位の障害福祉サービスを受けられる。

障がい者が住み慣れた地域において個々のニーズに合った生活が送れるよう、障害福祉サービスや自立支援医療、地域生活支援事業などの充実を図り、障がい者の地域生活を支援します。

(3) 社会参加の促進

対象 18歳以上の障がい者 **意図** 就労できる。

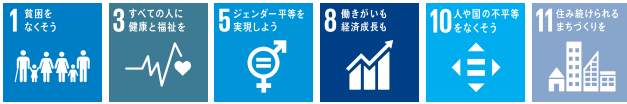
ハローワークやコスモスなど関係機関との連携により、個々の状況に応じた就労支援を図るとともに、企業の障がい者雇用の促進を図ります。

基本事業		指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	ノーマライゼーション社会の実現	相談支援件数	979件	1,000件
(2)	生活支援の充実	障害福祉サービス支給決定者数	210人	225人
(3)	社会参加の促進	障がい者就業・生活支援センターコスモスの相談件数	634件	670件

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 5 健康づくりの推進

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町特定健診等実施計画、みなかみ町食育推進計画、みなかみ町生きる支援計画～みんなで取り組む自殺対策～、みなかみ町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、みなかみ町健康増進計画、みなかみ町スポーツ推進計画

現状

- ・日常的に健康づくりに取り組んでいる町民の割合は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で減少しています。
- ・国保特定健診において保健指導を行うことで、生活習慣改善の必要性が意識づけられてきたと考えられますが、健康増進計画策定アンケート(令和4年8月実施)では、1年間に健康診断を受けていない人が14.3%となっており、「特に理由はない(29.7%)」が最も多い理由でした。
- ・町内に病院2ヶ所、一般診療所6ヶ所、歯科診療所7ヶ所の医療施設がありますが、高齢化や身近な診療所の閉院が安定した医療の確保に対する不安の要因になっています。
- ・国民健康保険制度は、被保険者の高齢化による受診頻度の増加や医療技術の高度化に伴い、1人当たりの医療費が増加傾向にあります。

課題

- ・気軽に健康づくりができる環境の整備や、一緒に取り組む仲間・地域づくりなど、健康に無関心な人に対する取り組みが必要です。
- ・高血圧症や糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームについて、該当者等の増加を抑制することが必要です。そのために、ライフステージに応じた健康課題の取り組みと食育を推進する必要があります。
- ・生活習慣病等の早期発見や早期治療のため、がん検診や特定健診等の受診率を向上させる必要があります。特に若い世代に対し、受診行動を促す取り組みが必要です。
- ・医療機関が偏在していることから、安心安全で地域格差のない医療提供体制を構築する必要があります。
- ・医療保険制度を安定的に運営するためにも保険料(税)の確保と医療費の抑制や適正化が必要です。

目的と基本方針

施策の目的 町民が健やかにいきいきと暮らす

- ライフステージに応じた健康課題の改善を図り、健康寿命の延伸を目指します。
具体的には、健康増進計画、国保データヘルス計画、食育推進計画等の健康に関連した計画における事業の進捗管理を行い、実行度を評価します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 日常的に、健康づくりに取り組んでいる町民の割合	84.0%	86.0%	町民アンケートにおいて、意識的に健康づくりに取り組んでいると回答した人の割合
B 平均余命と健康寿命の差	男1.5年 女3.4年	男1.5年 女3.3年	国保データベースシステムの「平均余命」から「平均自立期間：要介護2以上」を除いた年数

● ライフステージ…人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階(ステージ)
● 国保データヘルス計画…レセプト・健診情報に基づき保健事業を展開するための計画

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に関心を持ち、健全で規則的な生活習慣及び食生活を身につける。 ●積極的に健(検)診を受け、疾病の予防や早期発見に努める。 ●家族や友人など、身近な人と健康づくりについて話し合い、行動する。 ●保険制度の運営に必要な保険料(税)を納付する。 ●かかりつけ医を持ち、多重、重複受診を避けて、医療を適正に利用する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病予防等のため健康相談、健康教育などの保健指導により、正しい健康情報の提供を行う。 ●健(検)診や予防接種について、受診勧奨や受診しやすい環境の整備などにより、受診率の向上を図る。 ●自主的な活動組織の育成や活動場所の提供などにより、身近で手軽に健康づくりができる環境を整備する。 ●誰もが安心して必要とする医療サービスを受けられるよう、国民健康保険制度の健全な運営に努める。

■ 基本事業と取り組み方針

(1) 健康な心と体の維持・増進

対象 町民

意図 健康について正しい知識を習得し適切な行動がとれる。

健康的な生活習慣について理解し行動できるように、健康相談・健康教育など保健指導の充実を図ります。自主的な組織の育成や活動場所の提供など、身近で手軽に健康づくりができる環境を整備し、健康づくりを支援します。心身ともに健全な食生活を送るため、ライフステージに応じた食育を推進します。

(2) 病気の早期発見

対象 町民

意図 病気を早期発見し、重症化を防ぐ。

疾病の予防及び早期発見のため、有効性評価に基づく対策型がん検診、任意型がん検診及び各種健(検)診等の意義を啓発し受診勧奨を行います。また、医療機関等との連携を推進し、受診しやすい環境の整備などにより受診率の向上を図ります。

(3) 国民健康保険制度の適正利用

対象 町民

意図 適切に医療を受ける。

レセプト点検による診療報酬の是正や医療費通知、広報活動などによる医療費に対する意識の啓発を図り、人間ドック、特定健診の受診勧奨を行い保険医療費の適正化に努めます。保険税未納者への対策を推進し制度の安定的な運営を図ります。

基本事業		指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	健康な心と体の維持・増進	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	32.7%	38.4%
(2)	病気の早期発見	特定健診受診率	47.1%	50.0%
(3)	国民健康保険制度の適正利用	1人当たりの医療費	377千円/年	368千円/年

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 6 消防防災対策の強化

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】 みなかみ町地域防災計画、みなかみ町国民保護計画、みなかみ町災害時要保護者避難支援計画、みなかみ町耐震改修促進計画

現状

- ・消防施設の消防団詰所、防火水槽、消火栓について、要望に基づき優先順位により計画的に設置しています。その他水利の修繕や詰所、火の見櫓等の解体も行っています。
- ・消防ポンプ車や消防ポンプ積載車は、経過年数や車両の状況により毎年2台から3台を計画的に更新しています。
- ・消防団は、人口減少や若者の地域外流出などで新たな団員の確保が困難になっており、定員659名に対して548名と、欠員状態が続いています。
- ・緊急時の情報提供手段として町全域で統一された情報配信システム「防災Infoみなかみ」を整備し、令和4年4月より稼働しています。
- ・町の大部分を占める山間地帯で災害の可能性がある危険箇所については、国・県が計画的に整備を行っています。

課題

- ・消防水利が無い、または整備が難しい場所での消火活動をどのように対処すべきか検討する必要があります。
- ・消防団員の減少に歯止めがかからず、団の再編成の方法を検討する時期にきていますが、町民や団員の理解を得るための時間が必要です。また報酬の支給方法についても検討する必要があります。
- ・防災情報配信システムについて、アプリのダウンロードやメールの登録を促すことや、戸別受信機を必要とする方への配布を進めていく必要があります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊の防止、地すべり防止、山地災害危険地区の防止施設の整備など、国や県と連携し、災害の可能性が高い危険箇所について対策を急ぐ必要があります。
- ・自主防災組織や消防団等と、災害時における支援体制を整える必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 生命・財産を災害から守る

- 消防団の存続及び消防活動の活発化を目指し、活動を支援し、消防施設等を整備します。
- 防災意識の高揚と防災体制の強化のため、自主防災組織活動を支援します。
- 自主防災組織等へ避難訓練や避難所運営研修を行い、共助の啓発活動を推進します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 災害に対する備えをしている町民の割合	77.4%	85.0%	町民アンケートにおいて、災害に対する備えを「特に備えはしていない」「以前も現在もしていない」と回答しなかった人の割合
B 防災Infoみなかみの登録件数	実績なし	5,800件	防災Infoみなかみの登録件数

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の命は自分で守るという意識を高め、災害時の情報を入手する方法として「防災Infoみなかみ」を登録する。 ●防災グッズや消火器、火災報知器を設置して災害や火災などに備え、自主防災に努める。 ●地域で防災意識を高め、自主防災組織による防災力の向上に努める。 ●災害時に協力して助け合うことが出来るよう、地域住民のコミュニケーションを図る。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●消防水利や消防・防災施設の整備を行う。 ●消防団の充実、強化や防災士の資格取得を推進し、自主防災組織の育成、防火・防災意識の高揚を図る。 ●災害発生時には災害状況を把握し、関係機関や住民への情報提供、避難指示を行う。

基本事業と取り組み方針

(1) 消防団員確保と活動環境の整備

対象 消防団

意図 消防団を中心とした地域における防災力の充実を図る。

機能別消防団員の制度を活用した団員の確保と組織強化を進めるとともに、消防水利や消防車両、消防団詰所など防災設備や施設の更新を推進します。

(2) 防災意識の高揚

対象 町民

意図 災害に対する意識を高め、備えを行う。

防災マップで危険箇所や避難場所を周知するとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援し、防災に関する意識の高揚を図り、避難場所や災害に対する備えを促します。

(3) 防災体制の強化

対象 町民

意図 災害に対応できる体制を強化する。

防災拠点の活用による防災体制の強化を推進します。

基本事業		指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	消防団員確保と活動環境の整備	消防団員数	562人	562人
(2)	防災意識の高揚	自主防災組織活動補助金の累計件数	34件	100件
(3)	防災体制の強化	防災士資格者数	41人	70人

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 7 生活安全対策の推進

合致するSDGs目標



現状

- ・ 交通人身事故発生件数は自動車の安全装置や交通安全設備の充実により減少しています。高齢ドライバーによる交通事故減少を図るため、踏み間違い防止装置整備費用補助や運転免許証自主返納支援事業を実施しています。
- ・ 行政区の要望に基づきカーブミラーやガードレール、区画線等の整備や注意喚起標識を設置しています。また公安委員会に対し、管轄の道路標識等の設置や改修の要望を行っています。
- ・ 刑法犯の認知件数は減少傾向ですが、特殊詐欺(振り込め詐欺等)の手口は巧妙化・多様化しています。高齢者が巻き込まれるトラブルは電話勧誘によるものが多いため、被害の未然防止を目的とした詐欺被害等防止機能付き電話機の購入設置費用補助を行っています。
- ・ 防犯カメラの設置は44ヶ所となり、地域の防犯対策や事故等の調査における情報提供に役立っています。防犯灯については、各行政区に対し設置費用補助を行っています。
- ・ 消費生活に関する被害の相談は消費生活センターで受けていますが、被害防止対策が不十分です。

課題

- ・ 高齢ドライバーによる事故防止のための事業を啓発するとともに、免許返納後に生じる課題について、支援等を検討する必要があります。
- ・ 交通人身事故発生件数の減少は、行動制限の影響も一因と考えられ、コロナ禍終息後の状況に対応する対策が必要です。
- ・ 防犯カメラの設置箇所は増加していますが、今後は経年劣化による設備の交換や改修が必要です。
- ・ 消費生活センターと連携し、高齢者や成人年齢引き下げによる若年者に対し、被害の未然防止に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 交通事故、犯罪被害の防止

●交通事故・犯罪被害に「あわない」、「おこさない」を目指し、高齢者をはじめとする町民の安全対策を図ります。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 身近で犯罪にあう不安を感じている町民の割合	36.8%	26.0%	町民アンケートにおいて、身近に犯罪にあう不安を「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B 過去1年間に消費者被害を受けた町民の割合	6.8%	5.6%	町民アンケートにおいて、過去1年間に、消費に関してだまされたり、納得がいけない思いをしたことが「ある」と回答した人の割合

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全を意識し、交通事故をおこさない、あわないように気をつける。 ●運転者と歩行者がともに交通ルールを遵守する。 ●自衛意識(防犯グッズの設置、戸締まり等)を持って行動する。 ●詐欺被害にあわないように、消費についての知識を身につける。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携して、交通安全設備の整備や改善を図る。 ●交通安全の啓発活動を推進し、交通事故の防止を図る。 ●高齢者に対する事故防止装置整備費の補助や、詐欺被害等防止付電話機購入費用の補助を推進する。 ●公安委員会の管轄する信号機や停止線、横断歩道などの現状や必要性を要望する。 ●警察等と連携し、犯罪や非行の防止に努める。 ●消費者の知識向上のため情報提供を行い、消費者の保護を図る。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 交通安全意識の高揚</p> <p>対象 町民 意図 交通安全に対する意識を高める。</p> <p>交通安全運動や防犯活動を実施し、事故防止や犯罪対策につながる情報を発信して、安全対策意識の高揚を図ります。高齢ドライバーによる交通事故減少のため、自主返納の支援と踏み間違い防止装置整備補助を行います。</p>
<p>(2) 防犯設備の充実</p> <p>対象 町民 意図 被害に遭わないよう、犯罪を抑止する。</p> <p>犯罪を未然に防ぐため防犯カメラの充実を図ります。 行政区の防犯灯設置に対する補助を行います。</p>
<p>(3) 消費者保護対策の推進</p> <p>対象 町民 意図 消費者被害にあわない。</p> <p>高齢者世帯の被害防止のため、特殊詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費を補助します。消費生活センターと連携を図り、消費者被害の相談・支援体制を整えます。</p>

基本事業		指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	交通安全意識の高揚	高齢者運転免許証自主返納支援事業の件数/ 高齢者後付けAT車踏み間違い防止装置整備費補助金の件数	70件/6件	100件/6件
(2)	防犯設備の充実	防犯カメラの設置箇所数/ 防犯灯設置補助金新規申請箇所数	44箇所/ 16箇所	56箇所/ 17箇所
(3)	消費者保護対策の推進	特殊詐欺等防止機能付電話機等購入補助金の件数	25件	36件

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 8 道路の安全性と利便性の確保

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町橋梁長寿命化修繕計画、みなかみ町道路トンネル長寿命化計画、みなかみ町道路附属物長寿命化修繕計画、みなかみ町第3次中期道路除雪計画

現状

- 一部の地域では、人口減少並びに高齢化、またコロナ禍もあり、地域での道路愛護活動ができない状況になっています。
- 道路改良事業では、後閑師1号線(旧後閑師線)の関越道ボックスまでの区間が完了し、政所59号線の学校裏踏切の開通、また長年に渡り未着手区間であった(都)悪戸矢瀬線が全線開通しました。上津地内町道と国道17号との交差点改良についても、上津月夜野線(国道17号上り側)並びに上津132号線(国道17号下り側)の施工も進んでおり、一定の成果を達成しています。
- 本町の気象観測システムは道路状況が確認できるため、町外から訪れる方の車両の冬装備に役立っています。

課題

- 人口減少並びに高齢化が加速していくなかで、道路愛護活動等のできない地域が増加しています。
- 町道の舗装等道路施設は経年劣化により総体的に痛んできており、補修・維持管理を適正に実施していても追いつかない状況にあります。これは、みなかみ町の道路認定実延長が1,100kmを超えており、県内他町村と比較して圧倒的に多く(他22町村平均値340km)、県内で10番目に多い市町村道を抱えているためと考えられます。
- 平成25年に整備した気象観測システムや除雪情報システムは、町民や観光客に対して道路の安全性と利便性を確保するとともに、除雪業務の効率化を図るために必要です。しかし、システム維持には保守管理費や経常経費がかかり、耐用年数に応じたカメラ等の交換費用、システム改修費等に多額な費用が必要となります。

目的と基本方針

施策の目的 道路を安全かつ便利に利用できる

- 道路補修や施設の健全化を図るとともに、道路改良を実施し利便性の向上を図ります。
- 迅速な除排雪や消融雪施設の適正な維持管理を行うとともに、住民自らが除排雪作業を行うことを推進し、冬の円滑な交通の確保に努め、事故や通行止めの発生を抑制します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 町内の道路に不便を感じている町民の割合	53.0%	47.5%	町民アンケートにおいて、不便、不満であると「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B 冬期間における交通事故発生数	222件	190件	冬期間において発生した交通事故件数

●地域除雪…地域の雪の困りごとに対して、共助で取り組む除雪活動

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●区要望等の道路整備に対して、用地の提供や地域の合意形成に努める。 ●地域における道路愛護に努め、簡易な修繕や道路沿い等の草刈り、通行に支障のある樹木の伐採などの維持管理に努める。 ●道路の危険箇所などを通報するとともに、雪道では特性を理解した運転を心がける。 ●地域ぐるみで除雪体制を整えて、地域除雪に協力する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的に道路の整備を行う。 ●道路、橋梁、トンネル、スノーシェッド等の道路施設の点検を行い、適切な維持管理を行う。 ●道路愛護活動のための支援を行う。 ●降雪状況を把握して、安全で迅速な作業(除雪、消融雪、凍結防止剤散布)を実施する。 ●除雪作業に必要な協力の呼びかけ(PR、広報)を行う。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 道路整備の推進</p> <p>対象 利用者 意図 円滑に移動できる。</p> <p>計画的に路線の見直しと改良事業を行います。</p>
<p>(2) 道路の安全性の確保</p> <p>対象 利用者 意図 安全に通行できる。</p> <p>橋梁、トンネル、スノーシェッド等、定期的に道路施設補修工事を行います。</p>
<p>(3) 冬期間の道路網の確保</p> <p>対象 道路利用者 意図 冬期間に安全に道路を利用できる。</p> <p>冬期間において通行に支障の無い道路を提供します。</p>

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 道路整備の推進	道路改良率	45.6%	45.8%
(2) 道路の安全性の確保	補修工事件数	1件	2件
(3) 冬期間の道路網の確保	除雪路線延長	360km	365km

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 9 公共交通の維持・確保

合致するSDGs目標



現状

- ・高齢化社会を迎える中、コロナ禍の影響を除外しても、公共交通を利用している人の割合(町民アンケートより)、路線バス利用者数、鉄道利用者数ともに、現状維持を目指す目標設定に対し、実績は右肩下がりとなっています。
- ・路線バスの利用促進を図るバスカードが、令和5年3月31日で販売を終了し、令和6年1月31日をもって利用を終了します。
- ・公共交通を利用する若年層は、年々減少傾向となっています。

課題

- ・公共交通の利用者数の減少が運行本数の減少を招き、路線の減少につながっているため、運行本数と路線の維持が課題です。
- ・住民の高齢化が進み、移動手段(利便性)の確保が難しくなります。
- ・買い物や通院手段の確保、観光客の移動手段などの課題があります。
- ・路線バスの利用を促す制度を再構築し、利用者へ浸透させることが必要です。
- ・タクシーの営業時間が短く、営業時間外での移動手段の確保が難しくなっています。

目的と基本方針

施策の目的 公共交通の利用促進と移動手段の確保

- 公共交通の利用を促進し、現行路線の維持確保に努めます。
- 公共交通空白地域での移動手段の導入を検討します。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	日常的に公共交通を利用している町民の割合	7.7%	10.0%	町民アンケートにおいて、町内の公共交通を「ほぼ毎日」「週に1日以上」「月に1日以上」利用していると回答した人の割合
B	路線バスの運行路線数	5本	5本	民間路線バスの町内運行路線数

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の重要性を認識し、通勤・通学・通院・買い物等で積極的に利用する。 ●事業者は、利用者数が増加するよう、公共交通の利便性とサービスの向上に努める。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●現行路線維持のため、利用促進と生活公共交通の確保に努める。 ●関係機関と連携協力し、移動手段の確保に努める。 ●来訪者へ情報発信を行い、公共交通利用の促進に努める。 ●上毛高原駅の利用促進のため、駅の周辺整備を推進する。

基本事業と取り組み方針

(1) 公共交通の利用促進

対象 町民

意図 公共交通を利用する。

登録証を発行し利用者の負担軽減を図ります。

(2) 移動手段の維持・確保

対象 町民・来訪者

意図 既存の移動手段を維持する。

自主運行路線の継続運行を支援し、町運行路線を継続し移動手段を確保します。

基本事業	指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 公共交通の利用促進	登録証の発行累積数	実績なし	100枚
(2) 移動手段の維持・確保	路線バス利用者数	145千人	200千人

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 10 水道の安定供給

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町水道事業経営戦略、みなかみ町水道事業給水条例

現状

- ・人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光客の減少で、給水収益が減少しています。また、コロナ禍対策として料金の徴収猶予もあり、営業利益は令和元年度から3年連続で赤字となっています。
- ・施設の老朽化により突発的な漏水対応件数が増加しているため、計画的な整備が必要ですが、漏水対応に追われ、抜本的な更新整備をすることが困難な状況となっています。
- ・現在町内で独自運営している小水道組合は、組合員の減少、高齢化により運営が厳しくなっているところがあります。

課題

- ・水道水の需要減少や財務状況を踏まえ、経営方針を検討する必要があります。
- ・資産管理の見直し、中長期的な投資・財政計画を検討し、老朽化した施設について計画的な更新を行う必要があります。
- ・上水道の接続・統廃合により維持管理経費を抑制する必要があります。
- ・気候変動等の現状を勘案し、水道水源の保全管理及び中長期的な視点での水源確保を図る必要があります。
- ・小水道組合については、安全な水道水の供給に向けて支援等の検討が必要です。

目的と基本方針

施策の目的 安全・安心な水道水の供給

- 上水道事業を健全に運営し、施設の計画的な整備と維持管理を行います。
- 安全・安心な水道水を安定して供給します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 管路更新率	0.3%	8.0%	既設水道管を更新した割合
B 水質基準超過件数	0件	0件	水道水の水質を検査し、基準を超過した件数

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●漏水などを発見したら役場に通報する。 ●利用者として常に水道水の品質を監視する。 ●水道料を未納無く納入する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な水道水を安定して供給する。 ●水道施設を適切に維持管理し、計画的に更新する。 ●水道料を徴収し、効率的な運営を図る。

基本事業と取り組み方針

(1) 適切な施設等の維持管理

対象 水道施設

意図 管路の更新を行う。

老朽化した施設等の更新を行うことにより、漏水を減らし安定した水道水の供給を目指します。

(2) 安全安心な水道水の供給

対象 町民

意図 安全な水道水の供給を受けられる。

水源、浄水場等の適切な水質管理を行います。

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 適切な施設等の維持管理	漏水事故対応件数	20件	5件
(2) 安全安心な水道水の供給	水質に関する苦情件数	2件	0件

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 11 生活環境の保全

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町下水道事業経営戦略、みなかみ町下水道条例、みなかみ町一般廃棄物処理基本計画、みなかみ町一般廃棄物処理実施計画、みなかみ町分別収集計画、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、みなかみ町土砂等による埋立等の規則に関する条例、みなかみ町環境美化に関する条例

現状

- ・ 汚水処理人口普及率は令和3年度末時点で79.0%となっていますが、全国(92.6%)や群馬県(83.1%)の平均値と比較すると低い水準です。下水道事業は昭和50年代から供用開始しており、老朽化が著しい施設も多くなっています。令和6年度からの公営企業会計の移行に備え、固定資産台帳の整理評価とストックマネジメントの作成を行っています。また令和4年度の汚水処理計画見直しにより、一部地域で公共下水道処理区域から合併処理浄化槽区域へ変更しました。
- ・ これまで大規模な公害問題は発生していませんが、ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶ちません。少子高齢化等で管理されていない土地が増加していることも一因となっています。また、埋め土や盛り土による土壌汚染対策防止法や、土砂等による埋め立て等の規制に関する条例(以下「土砂条例」という)の該当事案が増えています。
- ・ 猫の多頭飼育が問題となっており、本町においても本人や周辺の方からの相談件数が増えています。
- ・ 利根沼田ブロックによる広域処理を目指し、固形燃料化施設を令和4年度で停止しました。広域での施設が整備されるまでの間は、近隣自治体及び民間業者での委託処理を行います。

課題

- ・ 下水道事業の効率的な維持管理を図り適正な処理が行えるよう、老朽化した施設・設備の更新計画を立て整備する必要があります。また、令和6年度から公営企業会計となるため、受益者負担を原則とした料金体系の見直しも必要です。汚水処理計画の見直しに伴い、合併浄化槽設置補助制度を推進する必要があります。
- ・ 不法投棄の早期発見のため群馬県や警察等と連携を深め、土地所有者や不法投棄の恐れのある地域へ注意喚起を促し監視する必要があります。土砂条例の認識不足で助言等により申請する場合もあり、周知徹底を図る必要があります。
- ・ 犬及び猫の適正飼育推進のため広報啓発が必要です。特に猫の多頭飼いや飼育崩壊を早期発見するため、地域と行政が連携する必要があります。
- ・ 町の可燃ごみ処理施設停止に伴い、広域処理ができるまでの間においても安定的な処理を継続する必要があります。ごみの減量化及び資源化促進のため、可燃ごみに多く入っている紙ごみの分別の啓発が必要です。また、令和4年4月施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により廃プラ収集の検討を強く求められています。

目的と基本方針

施策の目的 良好な生活環境の維持

- 下水道事業を健全に運営し、施設の計画的な整備と維持管理を行い、合併処理浄化槽の普及を推進します。
- 不法投棄対策、公害防止対策及び犬猫衛生対策などを推進し、町民が快適に暮らせる良好な生活環境を保持します。
- ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの減量化・資源化、適正処理を実施します。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	汚水処理人口普及率	79.0%	85.0%	合併浄化槽を含む汚水処理施設処理人口の町人口に占める割合
B	ごみの減量に向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合	91.6%	95.0%	町民アンケートにおいて、意識的にごみの減量に取り組んでいると回答した人の割合
C	ごみの資源化率(リサイクル率)	22.0%	28.0%	ごみ総排出量に占める資源化されたごみの割合

● スtockマネジメント…長期的な視点で老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し施設管理を最適化していくこと。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理に努める。 ●地域の生活環境を悪化させないよう、不法投棄の防止や公害に対する意識を高め、良好な住環境づくりに努める。 ●犬・猫の適正な飼育管理に努める。 ●ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別し、ごみの減量化・資源化に取り組む。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道を健全に運営し、下水道施設の計画的な整備と維持管理、合併処理浄化槽の普及に努める。 ●不法投棄対策、公害防止対策など、地域の生活環境の維持に努める。 ●犬・猫の保護対策の実施主体である群馬県(動物愛護センター)と連携し、犬猫衛生対策を推進する。 ●ごみの減量や資源化、適正処理のための施策及び啓発を行う。

基本事業と取り組み方針

(1) 生活排水の適正処理

対象 町民

意図 生活排水が適正に処理される。

単独処理浄化槽やくみ取り式トイレの利用世帯に対し、合併処理浄化槽への転換補助を行います。

(2) 良好な住環境の維持

対象 町内の生活環境

意図 良好な住環境が維持される。

群馬県や警察等との連携や情報共有を図り、土地所有者や不法投棄の恐れのある地域へ注意喚起を促し、パトロールの強化や防護柵等の設置を推奨します。

(3) ごみの減量化・資源化の推進

対象 町民

意図 分別を徹底する。

可燃ごみに多く含まれる紙ごみの分別を啓発し、また廃プラごみの資源化を目指します。

基本事業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 生活排水の適正処理	補助制度を利用した合併処理浄化槽の累計設置基数 (令和5年度～令和9年度の累計)	27基	190基
(2) 良好な住環境の維持	悪質な不法投棄件数 ※悪質＝警察に届けるような事案	0件	0件
(3) ごみの減量化・資源化の推進	直接資源化できる量(古紙類+廃プラ類※) ※令和6年度からの分別収集を目標としている	416.0t	520.0t

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 12 自然環境の保全

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ・水・「環境力」宣言、みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例

現状

- ・小中学生や高校生を対象とした普及活動や自伐型林業の推進等により、みなかみユネスコエコパークの認知度・理解度や自然環境が守られていると感じる町民の割合は、高い水準を維持しています。
- ・SDGs未来都市に選定（令和元年7月1日）されていますが、町民の認知度は町民アンケートで29.7%（令和3年度末）にとどまっています。
- ・ゼロカーボンシティを2020年7月28日に宣言していますが、脱炭素へ向けた具体的な取り組みが進んでいません。

課題

- ・ユネスコエコパークの認知・理解度を維持していくためにも、環境教育を継続していく必要があります。
- ・谷川岳周辺登山者の、環境に対するモラルの低下が感じられます。
- ・SDGs未来都市に選定されているにもかかわらず、SDGsへの理解度が低い状況となっています。
- ・ゼロカーボンシティとして、脱炭素への計画的な取り組みが必要です。

目的と基本方針

施策の目的 自然資源の価値を認識する

- 環境教育を推進し、自然環境調査、保全活動を積極的に支援します。
- ユネスコエコパークの理念に基づく取り組みを通じて、SDGs達成への貢献を目指します。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	みなかみユネスコエコパークの認知度・理解度	85.7%	90.0%	町民アンケートにおいて、町がユネスコエコパークに登録されたことや、その趣旨を「知っている」と回答した人の割合
B	SDGsへの認知度・理解度	41.7%	70.0%	町民アンケートにおいて、SDGsという名前や内容を「知っている」と回答した人の割合
C	省エネ・地球温暖化対策に取り組んでいる町民の割合	74.7%	85.0%	町民アンケートにおいて、省エネ・地球温暖化対策を「特に行っていない」と回答しなかった人の割合

●ゼロカーボンシティ…2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする自治体
●生物多様性保全…生きものの恵みを得ながら「持続可能で自然と共生する社会」を実現すること。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもから高齢者まで、町の自然に理解を深め、自然を「まもり」「いかし」「ひろめる」ことに取り組む。 ●家庭や事業所において、SDGsや脱炭素について関心を持ち、できることから取り組む。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●みなかみユネスコエコパークの趣旨や取り組みを町内外に周知していく。 ●群馬県自然環境保全条例や自然公園法等を適正に運用し、自然環境の調査・研究及び保全を行う。 ●赤谷プロジェクトが取り組む生物多様性保全活動を支援する。 ●谷川岳エコツーリズム推進全体構想に基づいた取り組みを推進する。 ●「SDGs未来都市」であり、「ゼロカーボンシティ」を宣言している町として、持続可能なまちづくりに取り組む。

基本事業と取り組み方針

(1) ユネスコエコパーク推進

対象 町民及び町外の人 **意図** ユネスコエコパークの理念を次世代に引き継ぐ。

環境学習等を通じ、「人と自然の共生」というユネスコエコパークの理念の浸透と継承を目指します。

(2) SDGs 啓発・活動支援

対象 町民及び町内事業者 **意図** SDGsを理解し、活動に取り組む。

SDGsへの理解を深めるために研修等を行い、活動に取り組む個人や団体等を支援します。

基本事業		指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	ユネスコエコパーク推進	環境学習参加者数	2,297人	2,500人
(2)	SDGs啓発・活動支援	SDGsパートナー登録累積数	実績なし	50件

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 13 調和のとれたまちなみの形成

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町景観計画、みなかみ都市計画マスタープラン、みなかみ町景観条例

現状

- ・地域の景観の保全や形成に向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合は、5割強に留まっています。
- ・町内の空き家が年々増加し、美しい景観を阻害しています。
- ・上毛高原駅周辺の土地利用規制の再編が必要で、また、用途地域における建築制限の基準緩和を求める要望書が提出されています。
- ・平成20年12月以降、用途地域の見直しが行われていないため、現状にふさわしい良好な土地利用が促進されていません。
- ・用途地域内は積極的に市街化が行われるべきですが、2ha以上の一団の土地である低・未利用地が4ヶ所存在しています。

課題

- ・景観審議会において、町民が景観づくりに関心を持てる仕組みづくりや、良好な景観形成を推進するための方策を検討する必要があります。
- ・景観形成重点地区における良好な景観形成を促進させるための仕組みを創設する必要があります。
- ・今後、空き家の解体費用に石綿調査費が加算され、解体費が増加する可能性があるため、補助内容の改正が必要です。
- ・上毛高原駅周辺の土地利用規制の再編に取り組む必要があります。また、用途地域における区域や指定内容の見直しも検討が必要です。
- ・用途地域内の低・未利用地の利用促進方策の検討が必要です。また開発については、開発事業指導要綱及び再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例に基づいた規制等を行い、無秩序な開発を抑制する必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 美しい景観づくりを推進する

- 美しい景観の保全・形成の取り組みを支援します。
- 空き家解体補助制度の活用を促し、空き家を減らすことで、美しい景観の阻害要因を排除します。
- 土地利用や開発を適正に規制・誘導することにより、土地取引の流動化を図ります。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	自分の住む地域が美しい景観であると感じている町民の割合	72.4%	73.6%	町民アンケートにおいて、美しい景観であると「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B	都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合	78.3%	78.9%	都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画・景観条例を遵守し、それぞれの地域に見合った景観づくりに取り組む。 ● 花植えや清掃作業など、身近な景観づくりに地域ぐるみで積極的に取り組む。 ● 空き家の所有者等は、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理を行う。 ● 都市計画、開発等に関する各種規制を遵守する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観形成について、町民の理解を深めるとともに、地域の景観づくりの取り組みを支援する。 ● 景観条例による届出案件を審査指導するとともに、届出されているか監視する。 ● 景観に配慮した公共施設の整備に努める。 ● 適切に管理されていない空き家所有者に対し、助言指導等を行うとともに、ニーズに合わせた空き家解体補助制度を検討する。 ● 開発事業指導要綱及び再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例に基づき必要な規制等を行い、無秩序な開発を抑制し、適正な指導や許可を行う。

基本事業と取り組み方針

	<p>(1) 美しい景観づくりの推進</p> <p>対象 町民 意図 美しい景観の保全・形成の取り組みを積極的に行う。</p> <p>町民による美しい景観の保全・形成の取り組みを活性化させるため、支援に努めます。</p>
	<p>(2) 良好な景観の保全</p> <p>対象 町内全域 意図 空き家を減少させる。</p> <p>空き家解体補助制度の活用を促し、空き家の削減を図ります。</p>
	<p>(3) 適正な土地利用の推進</p> <p>対象 町内全域 意図 土地利用や開発を適正に規制・誘導する。</p> <p>用途地域における区域や指定内容を見直し、土地の活用を促します。</p>

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 美しい景観づくりの推進	日頃、美しい景観の保全・形成へ向けた取り組みを行っている町民の割合	55.2%	55.7%
(2) 良好な景観の保全	空き家解体補助制度を活用した解体棟数	20棟	22棟
(3) 適正な土地利用の推進	用途地域内の人口密度(1ha当たり)	23.1%	23.5%

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 14 獣害対策の推進

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町鳥獣被害防止計画

現状

- ・被害発生地区への侵入防止柵の設置補助や、追い払い資材の支給、猟期を含めた捕獲の推進（捕獲奨励金の支給）など総合的な取り組みを行っています。
- ・鳥獣の行動範囲の拡大や個体数の増加、侵入防止柵の整備などの影響で被害発生地域が移動しており、被害防止未対策地域では被害が多発し、単価の高い果樹被害などが発生すると被害金額が増加する傾向があります。
- ・人身被害の発生はクマの出没状況との関係が深く、隔年で発生しており、出没情報が寄せられた際には防災Infoみなかみを通じて注意を呼びかけています。また、人家近くや通学路等で人身被害が危惧される場合には、広報車での注意喚起も行っています。

課題

- ・ニホンジカは生息域、生息数ともに急激に増えており、農業被害や森林被害が広がっています。赤谷プロジェクトが行っている生息域調査や低密度状態での個体数管理手法を参考にした、有害鳥獣捕獲及び猟期での効果的な捕獲が課題となっています。
- ・ニホンザルの生息域も拡大し、町全域の農地に出没しています。被害防除には地域全体での追い払いや侵入防止柵の設置が有効ですが、根本的な解決には至っていません。被害の増加は個体数が増えていることが主因であり、捕獲による個体数の調整が喫緊の課題です。
- ・捕獲従事者の高齢化は深刻な問題であり、従事者数の減少は捕獲頭数の減少に直結するため、鳥獣による被害の拡大が危惧されます。人材不足の解消には、若年層の狩猟免許取得者を増やす方策や、農業従事者の狩猟免許取得を促す方策などのほか、補助の拡充などが必要です。

目的と基本方針

施策の目的 鳥獣による被害を減らす

- 鳥獣被害による農林業離れや農地の荒廃を防ぐため、鳥獣の計画的な捕獲、地域での追い払い活動や、侵入防止柵設置の支援等を行います。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	鳥獣による農産物被害金額	18,871千円	6,000千円	農作物に損傷が生じたため減収または品質低下した量（被害量）に標準単価を乗じた額
B	鳥獣による農産物被害面積	9.3ha	7.0ha	基準収量に対する被害量の割合に相当する面積

●個体数管理…地域個体群の長期にわたる安定的な維持と被害の低減を図るために、野生鳥獣の個体数、生息密度、分布域又は群れの構造などを適切に管理すること。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の農地を守るため、被害防止対策に努める。 ●管理されていない柿や栗などの放任果樹は伐採する。 ●未収穫農産物や野菜くずを農地に放棄しない。 ●サルなどが出没したら追い払いを行う。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●侵入防止柵などの被害防止対策を支援する。 ●地域における鳥獣の追い払い活動を支援する。 ●被害を引き起こす鳥獣の個体数管理を行う。 ●捕獲従事者に対する支援をする。 ●捕獲従事者の負担軽減を図るため、処理施設等の設置を検討する。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 農林産物被害の軽減</p> <p>対象 農家 意図 鳥獣の侵入を防ぎ、農林産物の被害を減らす。</p> <p>地域一帯での侵入防止柵設置の推進を図ります。</p>
<p>(2) 鳥獣が出没しにくい環境整備</p> <p>対象 狩猟免許保持者 意図 捕獲従事者を確保する。</p> <p>狩猟登録経費の負担軽減により狩猟者育成を図り、捕獲従事者の確保を目指します。</p>
<p>(3) 捕獲従事者育成</p> <p>対象 町民 意図 狩猟免許取得者を増やす。</p> <p>高齢化、人口減少による人材不足を解消するため、新規狩猟免許等の取得経費の補助を行い、免許の取得を促します。</p>

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 農林産物被害の軽減	侵入防止柵の延長(新規・更新)	23.2km	20.0km
(2) 鳥獣が出没しにくい環境整備	狩猟登録者数	99人	93人
(3) 捕獲従事者育成	新規免許取得者数	4人	4人

基本目標 Ⅲ 活力にあふれるまち

施策 15 観光の振興

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町観光振興計画

現状

- ・新型コロナウイルス感染症拡大前は宿泊客数や入湯客数、観光消費額について、ほぼ横ばいの状態でしたが、感染拡大後の令和元年度から減少傾向になり、令和2年度・3年度は、感染拡大前の平成30年度と比較すると、全ての指標において半減しています。コロナ禍に伴う水際対策の強化により、観光目的の外国人観光客がゼロになったことも要因の一つと考えられます。
- ・観光地の景観を阻害する建物が存在しています。

課題

- ・新型コロナウイルス感染症拡大で落ち込んだ観光事業を回復させるリカバリーコロナ対策として、行政や観光協会、観光業者や地域住民が一体となって、みなかみ町の魅力を発信するプロモーションを推進する必要があります。
- ・外国人観光客の受入体制を整えてインバウンド観光地づくりを進めるため、多言語対応等の環境整備が課題です。
- ・観光客の町内での移動手段の確保が課題です。
- ・コロナ禍を契機に浮かび上がった担い手不足が課題となっています。
- ・景観を含めた観光地の魅力づくりが課題です。

目的と基本方針

施策の目的 みなかみ町へのリピーターを増やす

- 観光協会などの観光関係団体や地域住民、行政との連携を強化し、観光地としての一体感の醸成を図るとともに、SNS等を活用した情報発信を充実します。
- 豊富な観光資源を有効に活用し、魅力ある観光地づくりを推進するとともに、リピーター獲得のための戦略を強化します。
- 国際的にも魅力ある観光地としての受け入れ環境を整備し、海外からの観光客誘致を推進していきます。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 宿泊客数	578千人	1,300千人	町内の旅館・ホテル等における宿泊客数
B 入湯客数	720千人	1,628千人	宿泊施設や日帰り入浴施設における入湯税の納税義務者数
C 観光消費額	9,901百万円	24,000百万円	主な観光地点の利用者数を基に算出した観光消費額

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の良さを知り観光地であることを認識し、地域をきれいにするとともに、観光客におもてなしの心で接する。 ●観光ボランティアに参加するなど、町の魅力を積極的に発信する。 ●観光関係者や事業者同士で連携し、観光素材の発掘や企画・提案、情報の発信などを行う。 ●ユネスコエコパークの理念に基づいて、郷土愛を醸成する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な観光振興策の企画立案を行う。 ●施設の維持管理や観光資源の品質を管理する。(整備、規制、保護など) ●観光関係団体と連絡・調整を行う。 ●地域の特性に応じた観光振興への取り組みを育成支援する。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 観光情報発信</p> <p>対象 観光客 意図 町の魅力を知る。</p> <p>県やJR、観光協会や周辺市町村等との連携強化とともに、ホームページやSNS等を活用した情報発信を充実します。</p>
<p>(2) 観光資源の充実</p> <p>対象 観光客 意図 様々な観光資源を安全に安心して楽しむことができる。</p> <p>地域の観光資源を効果的に活用し、施設や景勝地等の受入環境を整えます。</p>
<p>(3) 国際観光の推進</p> <p>対象 外国人観光客 意図 町を訪れ消費する。</p> <p>アフターコロナに向けたインバウンドの取り組み強化と、現状に対応した感染症対策のための環境整備を支援します。</p>
<p>(4) 町内事業者の消費拡大</p> <p>対象 町外の観光客 意図 町内消費額を増やす。</p> <p>町外観光客のMINAKAMI HEART Pay会員を増やし、町内事業者の消費額を向上させます。</p>

基本事業		指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	観光情報発信	観光協会のホームページアクセス数	2,222千件	4,600千件
(2)	観光資源の充実	新しい資源の累積数(特色ある食事や土産品、体験メニュー及び景勝地等)	2件	10件
(3)	国際観光の推進	外国人宿泊客数	1,044人	80,000人
(4)	町内事業者の消費拡大	MINAKAMI HEART Payの町外会員数	3,416人	7,300人

基本目標 Ⅲ 活力にあふれるまち

施策 16 農林業の振興

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町農業振興地域整備計画、みなかみ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、みなかみ町森林整備計画、みなかみ町人・農地プラン、みなかみ町6次産業化・地産地消推進戦略、みなかみ町特定間伐等促進計画

現状

- ・大規模な農家は合理的な経営により所得は維持していますが、少量多品種を扱う農家は原材料価格の高騰等により所得の向上は見込めない状況にあります。
- ・遊休農地と荒廃農地対策を行いました。担い手の高齢化や減少傾向は続いています。
- ・新規就農や企業参入の低迷により「担い手不足による生産能力の低下」が見受けられます。
- ・国産木材の需要減や少子高齢化等による人口の減少により、林業従事者が不足し林業が衰退しています。自伐型林業を推進し、担い手不足の解消や、伐り出された広葉樹を利活用した6次産業化を進めています。

課題

- ・少量多品種で耕作面積の少ない経営農家は、農業コスト高騰や気象災害等による農業経営の圧迫が懸念されます。
- ・遊休農地や荒廃農地を解消して有効に活用できるよう、担い手への集積・集約が必要です。
- ・生産能力を向上させるためには、新規就農者の確保や法人化を進める必要があります。
- ・長引く木材価格の低迷から山林が有効活用されず、担い手も不足しています。

目的と基本方針

施策の目的 農地と森林資源を活用し、所得を増やす

- 化学農薬や肥料の低減により環境負荷の軽減を図り、良質で安心・安全な農産物の利用促進とブランド化を目指します。
- 地産地消を基本として6次産業化による農産物利用を促進します。
- 地域計画を作成し、担い手への農地の集積・集約を図ります。
- 森林整備を推進し、木材等の地域資源を有効に活用します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 農業所得者の総所得金額	218,972千円	220,000千円	農業から生じる所得（総収入金額－必要経費）の合計額
B 農地集積率	17.2%	49.7%	農地の耕地面積に対して担い手が農地の利用集積を行った面積の割合
C 米の栽培面積	327ha	330ha	水稲生産実施計画書により報告された水稲作付面積
D 森林整備面積	112.74ha	155ha	町で直接実施した事業と、町の支援により整備された森林面積の合計

●有機農業…農業の自然循環機能を積極的に活用し、肥料・農薬に化学製品の使用を避けて有機肥料を投入し、土壌中の生態系を活用して地力を培い、安全な食料生産を目指す農法および農業

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●良質で安全な農畜産物の生産に努め、環境負荷の軽減を図る。 ●農地、農業用施設の適切な維持管理に努める。 ●集落営農等の組織化(法人化)に取り組む。 ●担い手への農地集積に協力する。 ●森林整備、森林資源の活用に取り組む。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●良質で安全な農畜産物の生産や高付加価値化を支援する。 ●生産基盤の整備等により農業経営の安定化を支援する。 ●集落営農等の組織化や担い手、新規就農者の育成を支援する。 ●農地利用の最適化や耕作放棄地、遊休農地の解消のための支援を行う。 ●森林整備の担い手育成や森林資源の利活用のための支援を行う。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 有機農業の推進</p> <p>対象 農業者 意図 環境負荷を軽減し、ブランド化を図る。</p> <p>輸入資源や化石燃料を原料とした化学農薬・肥料に頼らない自然環境機能を維持増進し、持続可能な農業を目指します。</p>
<p>(2) 地域の農産物の利用促進</p> <p>対象 農業者 意図 所得の向上を図る。</p> <p>安心安全でおいしい農産物の生産を基本に生産技術の高度化及び高品質化と、ブランドイメージの構築やみどりの食料システム戦略を意識した地産地消等の取り組みにより、販売単価の向上と販路拡大を図ります。</p>
<p>(3) 経営基盤の強化</p> <p>対象 農業者 意図 農地の集積・集約を図る。</p> <p>地域農業の核となる担い手に、経営規模の拡大及び認定農業者や農業法人化などを促し、農地の集積・集約を図ります。</p>
<p>(4) 担い手の育成・確保</p> <p>対象 林業従事者 意図 雇用・就労機会の創出を図る。</p> <p>山林所有者や地域住民が主体的に携わることが出来る「自伐型林業」を推進し、多様な人材を巻き込んだ担い手の育成を推進します。</p>

基本事業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 有機農業の推進	取組農家累積数/面積	実績なし	25戸/5ha
(2) 地域の農産物の利用促進	直売所の農産物販売額	191,875千円	270,000千円
(3) 経営基盤の強化	農業法人数/認定農業者数	14団体/82人	20団体/86人
(4) 担い手の育成・確保	自伐型林業従事者数/事業体加入林業従事者数	91人/15人	109人/20人

基本目標 Ⅲ 活力にあふれるまち

施策 17 商工業の振興

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例

現状

- ・町内の商業、サービス業、建設業の法人税割額は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けています。
- ・高齢化や一人暮らしの増加などにより買い物に困っている町民が増加しています。
- ・事業主の高齢化・後継者不足により事業所が減少しています。
- ・令和2年度から地域電子通貨を取り入れ、利用できる店舗数が令和4年10月末現在293店舗に増え、アプリ会員も8,859名となり、町民だけでなく観光客等の消費も期待されます。

課題

- ・買い物に困っている町民に対する移動販売や宅配等の支援が求められています。
- ・町内の小規模事業者の中には人員的に余力がなく、独自で経営成績を分析できない事業者やDXに取り組めない事業者も多くなっています。
- ・後継者の育成が進まずに廃業するなど、事業所の数が減っているため、対策が必要です。
- ・お客さんの流れは、スーパーなど大規模な店舗に集中しており、大きな買い物をする場合は、町外で購入をする傾向があります。
- ・町内事業者と行政との情報交換の場が少ないことが課題です。
- ・空き店舗の再利用をさらに進める必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 町内事業者の経営の維持に努める

- 町内事業者の創業を支援します。
- 町内事業者が継続して事業ができるよう支援します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 商業の法人税割額	5,426千円	4,965千円	日本標準産業分類により、「卸売・小売業」「一般飲食店」「遊興飲食店」のものの法人税割額
B サービス業の法人税割額	3,396千円	4,515千円	日本標準産業分類により、「医療、福祉」「教育、学習支援事業」「サービス業」「宿泊業」「情報サービス業」のものの法人税割額
C 建設業の法人税割額	7,933千円	6,192千円	日本標準産業分類により、「建設業」のものの法人税割額

●DX…デジタル・トランスフォーメーションのことで、様々なデジタル技術を活用することで、業務フローを改善したり、新しいビジネスモデルを作り出すこと。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、特産・名産品などの新たな商品開発やパッケージ変更など商品の魅力アップに取り組む。 ●各事業者が工夫して、顧客を増やせるような、魅力ある店舗づくりに努める。 ●事業分析やDXにより経営の効率化を図り、安定した経営ができるように研修等により技術を高める。 ●町内で買えるものはなるべく町内で買う。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会や観光協会等と連携し、事業者が専門的な知識を得られるよう支援する。 ●新規企業の進出や既存企業の要望を把握し支援を行う。 ●住民や事業者のニーズにあった、補助制度を検討する。 ●商工会と連携して、販路拡大を支援する。

基本事業と取り組み方針

(1) 町内事業所の消費額拡大	
対象 町民及び町外者	意図 町内消費額を増やす。 MINAKAMI HEART Payのアプリ会員を増やし、町内事業所の消費額を向上させます。
(2) 店舗改修の補助	
対象 町内事業所	意図 町内店舗の環境を整備する。 店舗等改修等補助金を周知して利用者を増やすことにより、町内の店舗の環境整備を支援します。
(3) 創業希望者に対する支援	
対象 町内での創業を目指す人	意図 安定した経営を確保する。 創業希望者に対し、経営のノウハウを習得するために、研修会(創業塾)への参加を促します。

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 町内事業所の消費額拡大	MINAKAMI HEART Pay消費額	364百万円	700百万円
(2) 店舗改修の補助	店舗等改修等補助金交付件数	5件	8件
(3) 創業希望者に対する支援	創業塾の参加人数	10人	12人

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 18 学校教育の充実

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱、みなかみ町学校施設の長寿命化計画、みなかみ町立小中学校統合推進計画

現状

- ・学力テストの結果は、目標を下回っています。(全国平均とほぼ同じ)
- ・体力テストの結果は中学生の数値が大きく低下しています。新型コロナウイルス感染症による部活動の制約が長く続いたためと推測できますが、特に男子の低下が著しくなっています。
- ・ICT環境の整備(1人1台端末導入など)を早急に進め、通信環境の整備もほぼ完了しています。
- ・不登校児童生徒の出現率は、年々増加傾向です。(全国、県平均とほぼ同じに推移)
- ・令和4年4月、4校がひとつになり「みなかみ中学校」が開校しました。
- ・みなかみ中学校への通学のため、スクールバス路線に新たな路線が追加されています。

課題

- ・GIGAスクール構想を推進していくため、学習支援ソフトの導入などICT関連機器等を有効活用していく必要があります。
- ・学力向上にむけた学校訪問の日数を確保していく必要があります。
- ・小中学校統合推進計画に基づいた、月夜野地区小学校の適正規模・適正配置を進めることが必要です。
- ・各学校の老朽化した施設を、適切に整備していく必要があります。
- ・教員の働き方改革を進めていくために、休日部活動の段階的な地域移行が必要です。
- ・不登校児童生徒が増加傾向にあるため、専門的な指導を継続していく必要があります。
- ・地域の見守り隊をはじめとする関係機関と連携し、通学路の安全を確保していく必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 児童生徒が豊かな心と高い知性、健康な身体をもとに活力ある人間に育つ

- 少子化の動向を踏まえ、学校の適正規模を考慮した配置を進めるとともに、地域に根ざした特色ある教育を推進します。
- 学力や体力の向上を図るとともに、不登校や問題行動、特別な支援を必要とする子どもたちへの取り組みを強化します。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 学力テストの結果 (児童/生徒)	51.2ポイント/ 50.9ポイント	51.0ポイント/ 52.0ポイント	標準学力検査NRTにおける、小学2年～6年の国語・算数の偏差値平均と、中学1年～3年の5教科の偏差値平均
B 体力テストの結果 (児童/生徒)	57.8点/ 44.8点	55.0点/ 48.0点	「全国体力・運動能力等調査」の小学5年と中学2年のそれぞれの平均点
C 不登校児童生徒の出現率	2.6%	2.6%	町立小・中学校における不登校(30日以上欠席)児童生徒の全校児童生徒に占める割合

●GIGAスクール構想…1人1台端末と高速通信ネットワークの整備により、多様な子どもたちの資質、能力が育成できる教育ICT環境の実現
●ユネスコスクール…ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置づけている。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<p><家庭・保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭ではこどもたちの心身の健康を育み、基本的な生活習慣や善悪の判断等規範意識の基礎を作る。 ●保護者としての自覚を持ち、社会的な義務を果たす。 <p><地域住民></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「地域のこどもは地域で育てる」という意識を持ち、こどもたちが安心して活動できる地域づくりを進める。 ●地域の人材として学校現場へ積極的に関わるなど、教育活動へ協力する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の基本方針を策定する。 ●児童生徒が安心して学習できる安全な環境をつくる。 ●教員の資質の向上を図る。 ●小中学校統合推進計画に基づき、月夜野地区小学校の統合を推進する。 ●ユネスコエコパーク登録により、本町の自然や文化など多くの魅力を見つめ直し、持続可能な開発のための教育の学習を図るため、管内小中学校のユネスコスクールへの登録加盟・活動を支援する。

基本事業と取り組み方針

(1) 教員の指導力向上	<p>対象 児童生徒 意図 学力向上、体力向上及び豊かな心の育成につなげる。</p> <p>指導主事の採用により、学校訪問を計画的に実施し、教員の指導力向上を図ります。また、指導力向上のための研修会等を計画します。</p>
(2) 教育指導への支援	<p>対象 児童生徒 意図 学力及び体力向上、不登校児童生徒の減少につなげる。</p> <p>補助教員兼支援員(マイタウンティーチャー)を採用します。 不登校傾向にある児童生徒への対応のため、教育支援センターを設置します。</p>
(3) 教育環境の整備	<p>対象 児童生徒 意図 適切な教育環境で教育が受けられる。</p> <p>既存施設の修繕等、教育環境の整備を行い、学校経営、学習指導の充実を図ります。 月夜野地区小学校統合を行い、藤原小学校の施設整備などを計画的に進めます。また、遊休化している(となる)校舎・校庭・体育館等の整理を進めます。</p>

基本事業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 教員の指導力向上	学校訪問の回数	20回(延べ)	14回(延べ)
(2) 教育指導への支援	補助教員兼支援員等の数 (マイタウンティーチャー)	7人	9人
(3) 教育環境の整備	小中学校数	9校	5校

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 19 生涯学習の推進

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱

現状

- ・生涯学習の拠点となる公民館施設は、老朽化が進んでおり、住民のニーズにあった施設運営ができない状況にあります。
- ・令和6年度の稼働に向けて導入を進めている図書システムについて、効率的かつ有効な利用方法とそれに伴う体制作りを検討しています。
- ・人口減少に加え、コロナ禍による集団活動の抑制があり、文化協会加盟団体や各地区の育成会などの活動が制限されています。また、再開のための新しい生活様式による活動の検討が進まない影響で、存続自体が厳しくなり、既に解散したり町団体への加盟を諦めたりしている団体もあります。
- ・生涯学習のきっかけとなる公民館講座の開設が、コロナ禍の影響で困難になっています。
- ・カルチャーセンターは、コロナ禍で一般利用は激減していますが、指定管理者が感染対策を講じたうえで、イベント開催を徐々に増やしています。

課題

- ・当面の間は新型コロナウイルス感染症の影響を避けられないため、感染対策を考慮した上での生涯学習の推進方法を検討する必要があります。
- ・会議室の改装やエレベーターの設置により、利便性が向上した中央公民館の更なる活用方法の検討が必要です。
- ・公民館施設は、住民のニーズにあった管理運営を検討していく必要があります。
- ・令和6年までに町内全図書室の資料検索や予約などが可能になるため、利便性向上のためのルールや体制作りなどが必要です。
- ・高齢化や人口減少に伴う既存団体の解散などが予想されます。
- ・子どもが少なくなり、今まで行われていた集団的な育成会活動等が実施しにくい状況にあり、活動の機会が失われつつあります。

目的と基本方針

施策の目的 町民が生涯を通じて自主的に学習する

- 様々な媒体から学習情報等を積極的に発信して、学びの楽しさや必要性を啓発することで、住民の学習意欲の向上を目指します。
- 講座やイベント等の参加者の要望を把握し、ニーズに合った学習機会を提供します。また、文化協会をはじめとする自主学習グループの活動を支援します。
- 学びの拠点施設となる公民館やカルチャーセンターの整備や機能の充実を図り、住民が生涯にわたって学習活動を行う環境整備に努めます。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	公民館等利用者数 ※対象は町民 ※カルチャーセンター含む ※行政利用を除く	7,914人	20,000人	中央公民館・水上公民館・新治公民館・カルチャーセンター利用者のうち、図書室利用者と行政利用者を除いた人数
B	心の豊かさや自他の向上のために講座などに参加したり自分で学習したりしている人の割合	実績なし	45.0%	町民アンケートにおいて、「講座に参加している」「自分で学習している」と回答した人の割合

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己啓発につながる取り組みに積極的に関わり、生きがいとなるような活動を行う。 ● 学ぶことの楽しさを広め、仲間作りを行うなど、普及啓発に取り組む。 ● 指導者となり、後進の育成に努める。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の興味関心を把握し、学びのきっかけとなる取り組みやすい学習機会情報を提供する。その方法としてインターネット等の活用を図る。 ● 生涯学習施設の計画的な整備や管理運営を行い、安全で利用しやすい環境の提供に努める。 ● 生涯学習を行う団体や個人の支援を行う。

基本事業と取り組み方針

(1) 学習意欲の高揚

対象 町民

意図 生涯学習への意欲や関心が高まる。

学習情報等を積極的に発信し、学びの楽しさや必要性を啓発し、住民の学習意欲の高揚を図ります。生涯学習フェスティバルや講座等のさらなる充実に努めます。

(2) 学習機会の充実

対象 町民

意図 学びの機会を得られる。

多様な学習ニーズを捉えた講座や教室を企画・開催します。地域で眠る人材に指導者として活躍できる場を提供する等、地域に根ざした学びの事業展開に努めます。施設整備により環境面からの学習機会創出に努めます。

基 本 事 業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 学習意欲の高揚	生涯学習フェスティバル参加者数/動画視聴数	420人	500人/500人
(2) 学習機会の充実	生涯学習講座・教室等の開設数	2回	6回

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 20 生涯スポーツの推進

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱、みなかみ町スポーツ推進計画

現状

- ・生涯スポーツは、健康づくりだけでなく住民同士の親睦や仲間づくりなどが目的になっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で集団スポーツが実施しにくい状況になっています。それに伴い、令和2年度まで増加していた週1回以上運動をする人の割合も減少に転じています。
- ・児童生徒数の減少に伴い、スポーツ少年団や学校部活動等、生涯スポーツのきっかけとなる少年期のスポーツへの取り組みが縮小しています。
- ・スポーツ施設の老朽化が進み、維持管理に費用や労力を要する状況となっています。
- ・講習会や教室は種類によって人気に偏りがあり、人集めに苦慮する場合があります。

課題

- ・ウォーキングやパラスポーツ等を参考に、感染症に配慮したスポーツ振興策の考案と指導者養成が課題となっています。
- ・スポーツ協会や少年団の活動を競技スポーツに限らず広く支援することにより、新しいスポーツの形を創出するとともに、中学校の部活動の受け入れ先としての組織づくりを図る必要があります。
- ・老朽化の進む施設について計画的に予算を確保し、維持管理していく必要があります。
- ・アプリなどを活用し、スポーツへ取り組む動機づけを検討していく必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 町民が生涯を通じてスポーツに親しむ

- 町民の多様なニーズに応え、身近な地域で気軽にスポーツに親しむ環境の整備を進めるとともに、生涯スポーツに触れる機会を創出し、地域に根づいたスポーツの振興を図ります。
- 町民がスポーツに「関心や興味を持ち・気軽に取り組み・自主的に継続できるよう」段階を追った支援に努めます。
- 部活動の地域移行の担い手となる団体(スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等)の活動を支援します。
- 既存スポーツ施設の計画的な整備・改修、備品等の更新を進め、生涯スポーツの場の確保と利便性の向上に努めます。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	週1回以上、スポーツをしている町民の割合	43.9%	50.0%	町民アンケートにおいて、スポーツや運動など、身体を動かすことに「ほぼ毎日」「週に1日程度」取り組んでいると回答した人の割合
B	スポーツ協会加盟競技団体数/登録者数	19団体/ 1,233人	19団体/ 1,200人	町スポーツ協会加盟団体数及び会員数

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツや運動に関心を持ち、教室やイベント、団体・グループ活動に積極的に参加する。 ● スポーツや運動の楽しさを広め、仲間づくりを行うなど、普及啓発に取り組む。 ● 指導者となり、後継者を育成する。 ● 町のスポーツ推進計画に関心を持ち、今後町の進むべき方向性を認識し、できることに協力・参加する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ教室や大会を開催するなど、スポーツや運動に取り組むきっかけと、機会の提供を行う。 ● スポーツ施設の整備と維持管理を適切に行い、スポーツや運動を行う場を提供する。 ● スポーツや運動を行う人・団体の活動を支援する。 ● スポーツ推進計画を広く町民に周知し、町のスポーツに対する方向性を認識してもらう。 ● 町のスポーツ関連団体に対し、それぞれの特性を活かした活性化や組織化を支援する。

基本事業と取り組み方針

(1) スポーツ意欲の高揚

対象 町民

意図 スポーツへの意欲や関心が高まる。

スポーツに取り組む人を増やすため、地域が主体となるスポーツ活動の活性化に取り組みます。感染症に配慮した既知のスポーツの実施方法や新しいスポーツの紹介等、町民のスポーツ意欲の高揚につながる環境と機会の提供に努めます。

(2) スポーツ機会の充実

対象 町民

意図 スポーツをする機会や環境を得られる。

幅広い年齢層の町民が生涯を通じて健康な生活を送るために、自分にあったスポーツを選択し継続して取り組める機会の充実に努めます。スポーツ推進委員やスポーツ協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等指導者の確保や育成を進め、スポーツ教室の担い手育成に努めます。

スポーツ施設の維持管理に注力し、住民のニーズに応じた施設・設備の導入や有効活用に努めます。

基本事業		指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) スポーツ意欲の高揚	A	スポーツ協会を含む地域スポーツ団体の数 (公的・民間の別なく)	2団体	3団体
	B	住民参加のスポーツ教室実施数	7回	12回
(2) スポーツ機会の充実	A	スポーツ少年団の団数	19団体	20団体
	B	スポーツ施設の利用者数	51,581人	100,000人

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 21 文化財の保存と活用

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱

現状

- ・地域の伝統芸能に参加している町民の割合は減少傾向にあります。コロナ禍以外の要因として、伝統芸能を担っている住民の高齢化と人口減少、さらに関心の低さが考えられます。一部地域では、伝統芸能の存続自体が危惧されています。
- ・指定文化財については、文化財指定を答申する文化財調査委員会議において、「指定文化財を厳選し、現在指定されている文化財のさらなる管理活用に重点をおく」と方針が変更されました。
- ・地域で継承されている伝統芸能の中には、コロナ禍以降休止されている伝統芸能が非常に多くなっています。感染症対策を施せば実施できる行事も、積極的な再開にまで至らないという地域があります。

課題

- ・地域の伝統芸能への参加については、文化財だけでなく地域づくり・まちづくり・コミュニティ活動の要素もあり、広い視点から考える必要があります。
- ・指定文化財については、文化財調査委員の意見をふまえて、数を増やすのではなく管理と活用内容を重視する必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 歴史文化への関心を高めるため、文化財を適切に保存・活用する

- 文化財が後世に継承されるよう、文化財の保護に努めます。
- 歴史文化への関心を高められるように、文化財の活用を努めます。
- 伝統芸能の後継者を育成しやすくするために、保存団体を支援します。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	活用・公開されている指定文化財数(見学できる、または紙面・SNSに公開されている指定文化財数)	81件	84件	見学できる、または紙面・SNSに公開されている指定文化財数
B	地域の歴史や伝統芸能に触れている人の割合	14.6%	15.5%	町民アンケートにおいて、伝統芸能活動に「参加する」、文化ボランティア活動を「行う」と回答した人の割合

●デジタルアーカイブ…あらゆる知的資源をデジタル化し公開することで、オリジナル資料へのアクセス数を減らし、将来的にオリジナル資料の物理的な損傷を最小減にとどめ、消滅の危機からも守り保存する取り組み。

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財所有者・管理者は、文化財が適切に保存・活用されるように日常から維持管理する。 ●文化財関連イベントに参加し、資料館や史跡、天然記念物を訪れる。 ●地域の伝統芸能(神社の祭り等)に積極的に参加する。観覧する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の状態を定期的に確認し、所有者・管理者が文化財を適切に保存管理できるよう支援する。 ●関係機関と連携し、現状の資料館展示だけでなく、文化財の活用方法を検討する。 ●地域の伝統芸能が継続できるよう支援する。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 文化財の保護</p> <p>対象 指定文化財 意図 適切に保護される。</p> <p>指定文化財管理状況調査の中で文化財管理(保護活動)に関わった人数を把握し、活動を支援します。</p>
<p>(2) 文化財の活用</p> <p>対象 町民・観光客 意図 歴史文化に触れ文化財が活用される。</p> <p>歴史文化への意識を高めるために、資料館と名胡桃城址の展示内容を定期的に見直して見学者数を増やすなど、文化財の活用を積極的に進めます。</p>
<p>(3) 文化財の保存</p> <p>対象 伝統芸能 意図 記録される。</p> <p>後継者が減少し存続の危機にある伝統芸能を中心に、映像として記録し後世に継承します。</p>

基本事業		指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	文化財の保護	文化財の保護活動者数	201人	220人
(2)	文化財の活用	文化財見学者数(月夜野郷土歴史資料館・雲越家住宅資料館・猿ヶ京関所資料館・永井宿郷土館・名胡桃城址)	13,380人	14,000人
(3)	文化財の保存	デジタルアーカイブ化された文化財の累積数	実績なし	5件

基本目標 V 地域をささえるひとづくり

施策 22 移住定住の促進

合致するSDGs目標



現状

- ・住民基本台帳による転入から転出を差し引いた社会増減数は令和元年度△165人、令和2年度△121人、令和3年度△78人となっています。
- ・移住に関する相談件数はオンラインによる移住相談会の開催などにより、令和元年度86件、令和2年度191件、令和3年度166件と増加傾向です。
- ・移住者数／移住世帯数については、令和元年度26人／15世帯、令和2年度50人／18世帯、令和3年度64人／30世帯と推移しています。

課題

- ・移住者、定住者のニーズに合った、賃貸住宅が不足しています。
- ・地域おこし協力隊員の、期間満了後の定住につなげていくことが課題です。
- ・移住定住、起業支援をおこなう民間事業者と、連携する必要があります。
- ・新規移住検討者への情報発信や、相談体制の充実が課題です。

目的と基本方針

施策の目的 協働する移住者の獲得を目指す

- 転入促進、転出抑制に必要な住宅不足解消のために、空き家バンク登録や新規民間不動産の参入を強化します。
- 移住検討者が地域に入りやすくなるよう住民とのマッチングを実施します。
- 移住支援策や先輩移住者の体験談など、移住希望者に役立つ情報発信を推進します。
- オンラインを活用した移住相談を定期的実施し、相談体制を強化します。
- 交流から関係人口へ、関係人口から移住、移住から定住への流れを作り出すよう努めます。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 転入者数／転出者数	450人／ 528人	500人／ 500人	町外から町内へ転入した人数／町内から町外へ転出した人数
B 移住に関する相談件数	166件	160件	町に寄せられた移住に関する相談件数
C 移住者数／移住世帯数	64人／ 30世帯	50人／ 25世帯	町内に移住された人数及び世帯数

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住者に対して地域のルール(清掃活動や祭り、消防団など、地区の行事)を理解・協力してもらう。 ● 事業者や町民が連携し、この町で暮らすメリット・デメリットを共有し移住希望者へ伝え、サポートする。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅不足を解消するための施策を検討する。 ● 移住支援策に関する情報を発信する。

基本事業と取り組み方針

(1) 町の魅力と情報の発信

対象 町民、町外の人 **意図** 町の魅力を知り住みたいと感じる。

移住コンシェルジュを活用した受入体制を充実し、ホームページで移住者体験談、住まいの案内や補助金制度等を案内するとともに、支援制度の充実を図ります。東京での移住相談会のほか、web相談会を積極的に実施します。

(2) 移住定住環境の整備

対象 町民、町外の人 **意図** 物件の選択肢を増やす。

空き家調査の成果を活用し、空き家バンクの登録件数を増やします。また、需要の多い賃貸物件の空き家バンクへの登録を促します。

(3) 交流連携の強化

対象 友好都市住民 **意図** 交流人口を増やし信頼関係を深化させる。

友好都市等で開催される各種イベントへ積極的に参加し、町の観光情報や特産品の紹介、移住情報などの魅力を発信します。

基本事業	指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 町の魅力と情報の発信	移住定住に関する町ホームページへの延べアクセス件数	33,400件	46,000件
(2) 移住定住環境の整備	空き家バンク登録件数	17件	40件
(3) 交流連携の強化	友好協定都市住民でみなかみ町を知っている人の割合	89.0%	90.0%

基本目標 V 地域をささえるひとづくり

施策 23 コミュニティ活動の推進

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町まちづくり基本条例

現状

- ・一部地域では、人口減少及び高齢化により地域での活動(特にお祭り)が出来なくなるのではないかと危惧されています。
- ・まちづくり協議会の会員及び活動が固定化され、新しい人の参加や新たな取り組みが難しい状況です。
- ・コミュニティ施設(地域の集会所など)は建築から数十年が経ち、老朽化等による修繕が必要な所が増えています。
- ・国や県のコミュニティ助成事業は、宝くじの売り上げ減少に伴い、補助枠が減るなどの問題が起きています。

課題

- ・人口減少や高齢化が加速していくなかで、地域活動が行えなくなる地区が発生する可能性があり、若年層が参画しやすい環境づくりを検討する必要があります。
- ・まちづくり協議会のあり方や活動内容について検証する必要があります。
- ・施設改修を望む地区が今後も一定程度あると考えられ、施設整備補助金の募集や運用の方法等を検討する必要があります。
- ・コミュニティ活動のための、新たな財源確保が必要です。

目的と基本方針

施策の目的 住民が助け合い、住みやすい地域をつくる

- 地域活動の継続を目指し、活動の支援及び担い手の育成を図ります。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 地域の活動に参加したことがある町民の割合	50.2%	58.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に地域づくり活動を行ったことがあると回答した人の割合
B 今の場所に住み続けたいと思う町民の割合	62.1%	67.0%	町民アンケートにおいて、これからも今の場所に「住み続けたい」と回答した人の割合

● コミュニティ活動…同じ地域に居住して利害を共にし、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体が行う活動

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での活動に積極的に参加し、地域住民同志の交流を図る。 ● 近所に住んでいる子どもや高齢者などに対して、声かけするなど、出来る範囲で見守りを行う。 ● 目的を共有し、共に活動する仲間を増やすよう努める。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のコミュニティ活動を、補助事業などを活用して支援する。 ● 地域住民に対し、各種補助事業(国、県、町)の周知を図り活用を促す。 ● オープンセミナー等を活用し、地域の担い手となる人材の育成を支援する。

■ 基本事業と取り組み方針

(1) コミュニティ施設の維持

対象 町内の各地区 **意図** 地域住民が気軽に利用できる。
公民館や集会所等、地域の施設が維持できるように補助制度を活用して支援します。

(2) コミュニティ活動への支援

対象 町民 **意図** 活動に取り組みやすくなる。
地域のために活動する個人や団体に対し、補助金を活用して支援します。

(3) 担い手の育成

対象 町民 **意図** 新たな活動に取り組む。
まちづくり活動に関心のある人を対象にした研修や講演会等を企画し、活動を推進するための情報提供及び支援を行います。

基本事業		指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	コミュニティ施設の維持	改修等を行った施設	0件	3件
(2)	コミュニティ活動への支援	支援を行った団体	89件	90件
(3)	担い手の育成	研修等の開催回数	実績なし	10回

基本目標 VI 効率的で効果的な行政運営

施策 24 健全な財政運営

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町公共施設等総合管理計画

現状

- ・町税については、平成19年度決算時点で約30億円近くあった固定資産税が、令和2年度決算では22億円台に減少し、また町民税は、平成19年度決算時に約11億円でしたが、令和2年度決算では8億円を下回る状況となっています。
- ・財政調整基金については、平成28年度末残高が40億円を越えていましたが、令和2年度末には20億円台に減少しています。
- ・町が保有している公共施設等の多くが建設から数十年が経過しており、老朽化が著しい状態です。更新や維持管理等にかかる経費が多くなっています。

課題

- ・高齢化率の上昇に伴い、今後も介護・医療など社会保障費の増大が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少などに伴い地域の社会経済活動の停滞も想定されることから、行財政改革に継続して取り組む必要があります。
- ・ライフライン系インフラ施設、町の公共施設等の維持更新などに多額の費用がかかるため、更なる取り崩しにより財政調整基金残高が減少する可能性があります。
- ・公共施設の適切な管理と、施設数の適正配置を推進する必要があります。
- ・新たな投資を呼び込む方策や有効な資産運用を行うなど、将来を見据えた財源の確保を行う必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 将来を見据えた財政運営

- 安定した財政運営を継続するため、引き続き行財政改革を推進します。
- 町税の適切な賦課、収納に努めるとともに、ふるさと納税や積立基金の活用、遊休財産の売却や貸付など、収入の確保に取り組めます。
- 町有施設は経営的視点に基づいた管理運営や統廃合等を進め、公共施設の有効活用を図ります。

施策の成果を測る指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A 財政調整基金の残高	27.6億円	36.0億円	普通会計における財政調整基金の年度末現在高
B 町民一人当たりの資産額	5,106千円	4,807千円	町全体の資産額を人口で除した額

● 財政調整基金…災害などによる予期しない支出の増加や収入の減少に備えるための基金

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●町の計画、財政状況などに関心を持ち行財政改革の必要性を理解する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●町民が財政状況について関心を持ち、理解できるよう「見える化」を進める。 ●適正な予算等の配分を行い、その根拠について町民への説明責任を果たす。 ●納税意識の高揚を図り税収等の確保に努める。 ●最小の経費で最大の効果を上げられるよう、コスト意識をもって経営的な視点にたった財政運営を行う。

基本事業と取り組み方針

<p>(1) 特定目的基金の活用</p> <p>対象 特定目的基金 意図 基金を計画的・有効的に活用する。</p> <p>「ふるさと応援基金」や「合併振興基金」などの、特定目的基金の有効活用を図ります。</p>
<p>(2) 町債の活用及び町債残高の縮減</p> <p>対象 町債 意図 交付税措置が有利な起債を活用しながら、継続的に残高を減少させる。</p> <p>過疎対策事業債や合併特例事業債などの交付税措置が有利なものを活用します。 当該年度の元金償還額内に当該年度の発行額を抑えます。</p>
<p>(3) 町税の適正な課税及び収納</p> <p>対象 町民等 意図 適正な課税を行い、収納率の向上を図る。</p> <p>納税の電子化など収納環境を整えるとともに、滞納処分を強化し税収を確保します。不良債権処理を進め、滞納繰越額を圧縮し収納率向上を図ります。</p>
<p>(4) 町有資産の効率的かつ効果的な運用</p> <p>対象 町有資産 意図 有効に活用される。</p> <p>未活用町有地及び未利用町有施設等の資源を活用し、町の収入を増やします。</p>
<p>(5) 町有資産の効率的かつ効果的な運用</p> <p>対象 町有資産 意図 効率的に運営される。</p> <p>利活用が困難な町有施設や、非効率な運用をしている町有施設の除売却を進めます。</p>

基本事業	指標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1) 特定目的基金の活用	ふるさと応援基金活用額	1.5億円	3.0億円
(2) 町債の活用及び町債残高の縮減	普通会計町債残高	96.9百万円	91.0百万円
(3) 町税の適正な課税及び収納	町税収納率	84.6%	90.0%
(4) 町有資産の効率的かつ効果的な運用	普通財産(土地)売却・貸付面積 (令和4年度～9年度累計)	279,301㎡	274,000㎡
(5) 町有資産の効率的かつ効果的な運用	町有施設(建物)除売却面積 (令和4年度～9年度累計)	実績なし	5,982㎡

基本目標 VI 効率的で効果的な行政運営

施策 25 効率的な行政運営の推進

合致するSDGs目標



【個別計画・関連条例等】みなかみ町職員研修計画

現状

- ・町民のライフスタイルの変化やICTの進展にあわせて、行政手続きの簡素化や住民サービスの向上を目指しデジタル技術の活用を進めています。
- ・町の職員数については、早期希望退職の推進、新規職員の採用抑制などにより職員数を削減し、組織のスリム化、効率化を推進してきました。しかしながら、人口規模や産業構造が類似している団体との比較では、依然として多い状態が続いています。
- ・効率的な行政運営を図りつつ行政サービスの提供に関する評価を上げることが、現状達成できていません。
- ・社会経済情勢がめまぐるしく変化し、社会的要請や町民のニーズは複雑・多様化していることから、行政需要に対応するための組織編成を進めています。

課題

- ・行政サービスのICT化で住民の利便性を向上させるとともに、DXにより業務の効率化を図る一方、複雑・多様化する非定型業務（地域の課題等）への対応は職員の専門性を発揮することが必要となります。
- ・職員減や業務多様化に伴う負担増から、職員の健康面や精神面のサポートを充実させる必要があります。
- ・普通交付税の削減、地方税の減収などにより財政運営は厳しい状況が見込まれることから、今後は望ましい成果を得るため、組織、人事、予算など効率的に資源を配分する必要があります。
- ・慣例や経験のみでなく、合理的根拠に基づく判断を行政運営に反映する仕組みづくりが必要となります。
- ・社会的要請や新たな課題等に対応するための組織編成について、検討する必要があります。

目的と基本方針

施策の目的 業務効率化による、より効果的な行政運営

- 各種研修などにより、職員一人ひとりの資質や能力の向上を促します。また、ICTの活用による業務の効率化で、効果的な行政運営を推進します。
- OODAループとPDCAサイクル等を使い分けることによって、効率と成果を重視した事務・事業に取り組みます。
- 目的や目標を重視し、根拠や成果を明確にして事業を点検し、統合、廃止、改善を図ります。

施策の成果を測る指標		現状値 2021年度	目標値 2027年度	指標の説明
A	町の職員数	215人	225人	一般職に属する職員（教育長を除く。）について、4月1日現在の在職者数
B	納めた税金が、行政サービスとして十分に提供されていると感じている町民の割合	46.4%	54.0%	町民アンケートにおいて、行政サービスが十分に提供されていると「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合
C	町民1人当たり人件費+物件費等の合計額	230千円	216千円	町の人件費、物件費及び維持補修費の合計額を人口で除した額

●OODAループ…Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（実行）の4段階を必要に応じて繰り返して、成果の向上や業務の改善などにつなげる手法
 ●PDCAサイクル…Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法
 ●行政コスト…行政機関が行政サービスを提供するために消費した費用

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●町政の動向に関心を持つとともに、様々な機会を通じて意見を表明、提案する。 ●行政サービスの見直しや職員の育成について理解、協力のうえ、その一翼を担う。 ●マイナンバーカードの取得など、行政手続のDX化に向け協力する。
行政(町・県・国)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●行政としての現状や課題等を積極的に町民に伝え、情報の共有を図る。 ●業務の取捨選択を活性化し、行政運営の改善を図る。 ●ICTの活用により、効果的な行政サービスが提供できる組織体制づくりに努める。 ●職員一人ひとりの資質や能力向上を図り、健康面や精神面のサポートの充実に努める。

基本事業と取り組み方針

(1) 人材の育成	
対象 町の職員	意図 職員の資質向上を図る。 行政のプロとして対応できるよう、各種研修などを通じて、職員の資質向上を図ります。
(2) 効率的かつ効果的な組織運営	
対象 組織	意図 効率的かつ効果的に機能する。 将来を見据えた事業コストを考慮し、限られた財源を有効に活用するための機能を持つ組織運営を目指します。
(3) 業務の効率化	
対象 施策・事務事業	意図 効率性を高める。 行政コストを考慮しながら、効果的かつ効率的な業務を推進します。

基本事業		指 標	現状値 2021年度	目標値 2027年度
(1)	人材の育成	職員の応対・接遇に好感を持てると感じている町民の割合	68.0%	75.0%
(2)	効率的かつ効果的な組織運営	町民1人当たりの行政コスト	885千円	1,165千円
(3)	業務の効率化	点検・見直した事業(累計)	実績なし	25事業

資料編

計画策定の経緯

年 月 日	調査・会議など	内 容
2022年(令和4年) 4月1日(金)～4月15日(金)	町民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標の現状を把握 ・ 満20歳以上の男女個人2,000人を無作為抽出(2022年(令和4年)3月抽出) ・ 回収率 50.3%
5月24日(火)	第1回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画策定に係る体制について ・ 今後の進め方について
6月20日(月)～6月30日(木)	施策別マネジメント会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度(令和3年度)の振り返り、総括
10月19日(水)～11月16日(水)	第1回施策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策マネジメントシートの作成について
12月1日(木)	第2回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画後期基本計画(案)について
12月14日(水)	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会について ・ 役員の互選について ・ 総合計画について
2023年(令和5年)1月20日(金)	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画に関する意見について
2月11日(土)～2月20日(月)	パブリックコメント (意見公募)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画(案)に対する町民意見募集 町ホームページに掲載
2月21日(火)	第3回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告について ・ パブリックコメントについて
3月1日(水)	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告について ・ 答申案について ・ 報酬の支払いについて
3月1日(水)	総合計画審議会答申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画(案)について答申

みなかみ町総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第18号

改正 平成19年3月26日条例第15号

平成28年3月11日条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、みなかみ町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じみなかみ町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合戦略課において処理する。

(平19条例15・平28条例7・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第15号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

みなかみ町総合計画審議会名簿(2022年(令和4年)12月14日～2023年(令和5年)3月1日)

1号委員(議会議員)

No.	役職名	氏名	公職名等
1	委員	石坂 武	議会議長
2	委員	高橋 久美子	議会副議長
3	委員	牧田 直己	総務文教厚生常任委員長
4	委員	茂木 法志	産業観光生活環境常任委員長

2号委員(地域代表)

No.	役職名	氏名	公職名等
1	委員	岩井 敏明	区長会長
2	委員	田崎 康晴	区長会副会長
3	委員	本多 義光	区長会副会長

3号委員(有識者)

No.	役職名	氏名	公職名等
1	会長	小野 与志雄	観光協会代表理事
2	副会長	林 耕平	社会福祉協議会長
3	委員	田村 秀	政策アドバイザー
4	委員	入内島 一崇	商工会長
5	委員	櫛 渕 武重	農業委員会長
6	委員	登坂 季子	教育委員

第2次みなかみ町総合計画後期基本計画

発行年月：2023年3月

発行：群馬県みなかみ町

編集：総合戦略課 地方創生室

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

TEL 0278(62)2111 FAX 0278(62)2291

<https://www.town.minakami.gunma.jp/>



みなかみ町